

令和5年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年6月22日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年6月22日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	5番議員	川岸 和花子
6番議員	岡戸 章夫	7番議員	加藤 久幸
8番議員	中根 信一郎	9番議員	吉筋 恵治
10番議員	中根 幸男	11番議員	西田 彰
12番議員	亀澤 進		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 4番議員 平川 勇

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

————— 一般質問

< 議事の経過 >

議長	<p>(吉筋恵治君) これから、本日の会議を開きます。 日程第1、一般質問を行います。 通告の順番に発言を許します。 7番、加藤久幸君。 登壇願います。</p>
7番議員	<p>(加藤久幸君) 7番、加藤久幸でございます。 まず、冒頭にこの度の台風2号による大雨で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復興、復旧を心よりお祈り申し上げます。 私は、先に通告した二問について、いずれも教育長に質問いたします。 小中学校におけるシティズンシップ教育の現状は。 一部の小学校で、2000年以降シティズンシップ教育が導入され始めましたが、ほとんどの学校では、総合的な学習の時間や公民といった授業のみで扱われています。2015年6月に公職選挙法が</p>

改正され、従来の20歳以上の選挙権が18歳以上と改められました。実に70年ぶりの選挙権年齢の引き下げです。これにより、有権者数は全国で240万人、静岡県では7万人増えることとなりました。近年、若い世代の投票率低下が大きな問題となっていますが、10代の投票率は20代と比較して相対的に高い傾向が見られ、一定の効果が得られたものと思います。2022年4月より成人年齢が引き下げられたことにより、小中学校の現場では、今まで以上に社会に積極的に関わろうとすることを身に着けるため、社会形成・社会参加に関する教育が必要であると考えます。

次の二点について伺います。

① シティズンシップ教育の現状と今後の推進にむけた取組について。

② シティズンシップ教育を通して育てたい子ども像は。

次の質問に移ります。

森町総合体育館「森アリーナ」の管理・運営について。

森アリーナでは、ランニングコースや会議室、研修室、競技場、柔道場、剣道場、トレーニングジム等を数多くの町民や各種団体が利用されており、健康維持や体力向上等に寄与されております。

また、各種大会なども開催され、利用される皆さんからは、非常に良い評価をいただいていることと思います。

次の二点について伺います。

① 怪我人等緊急時の対応やマニュアルについて。

② 館内で私物の放置が散見されますが、対応はどうか。

以上、二問になります。よろしくお願いいたします。

議長
教育長

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

(野 口 和 英 君) 教育長です。

加藤議員のご質問に、私、教育長から申し上げます。

初めに、「小中学校におけるシティズンシップ教育の現状は。」について申し上げます。

議員ご案内のとおり、平成27年の公職選挙法の改正による選挙

権年齢の18歳への引き下げや、平成30年の民法改正による成年年齢の引き下げにより、若い世代の社会への参加や役割が今まで以上に期待される中、学校における学習活動を通して、社会に参画する意識を持った児童生徒の育成が求められています。

現在の学校活動におきましては、「シティズンシップ教育」という言葉は使用してございませんが、「主権者教育」や「キャリア教育」という言葉で社会参加や社会の問題解決能力を育成するため、社会科における学習を中心として、児童生徒自身と社会との関わりについて、小学校から中学校までの発達の段階に応じて学習をしております。

一点目の「シティズンシップ教育の現状と今後の推進にむけた取組について」でございますが、小学校における学習では、小学3年生の社会科において、身近な地域や自分たちの町の様子を理解することから、4年生でのゴミ等の生活環境学習、5年生での森林等の自然環境学習等を経て、6年生の社会科、政治の分野「わたしたちの暮らしと日本国憲法」の単元で、「国民主権」の原則に関する学習へと繋げております。この原則に基づいて、「国会」「選挙」「税金」「裁判」等、生活の中で多くの制度が運用されていることについて学習します。これにより身近な森町での社会生活や静岡県、国の社会の仕組みを知り、これらの制度に自分たちがどのように関わっていくのかを考察しています。

中学校における学習につきましては、主に中学3年生で学習する社会科の公民的分野の授業において、現代社会や経済、政治についての見方や考え方の基礎を養うことを目標とし、小学校で学んだ事柄をより多面的・多角的に捉え、自らが治めるという民主政治の基本となる考え方が国や地方公共団体の政治の仕組みに反映されていることなどを学習しています。

これらの「主権者教育」に際し、小学校では、広報もりまちを利用して令和4年の台風第15号による災害被害を取り上げ、その復旧に町や県、国がどのように関わっているか。また、それらに

ついて自分たちはどのように考え、何ができるのか等、日々生活している社会の中での自分たちの役割を考える機会としています。

また、中学校においては、生徒会活動により主権者としての役割について実践を通して学んだり、地域学習として森町の状況や特色を取り上げ、学んだことを基礎としてグループで考えをまとめて地域活性化のアイデアを発表したりすることで、学習によって学んだことを学校内の活動だけでなく、地域での活動に繋げるように取り組んでおります。

今後の推進に向けた取組につきましては、これまで学校で取り組んでいる「主権者教育」を意識し、教科の学習にとどまらず、「総合的な学習の時間」や「特別活動」等、教育課程全体を通して、生活の場である森町の身近な課題から広く社会に関心を持ち、自らが「主権者」としての意思を持って行動に繋げることができるよう、今までの学校での取組を継続し、深めてまいりたいと考えております。

二点目の「シティズンシップ教育を通して育てたい子ども像は。」とのご質問でございます。

各学校におきましては、学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、「主権者教育」をはじめ、学校での学習活動を通して、自らの考えや意見を発表したり意見交換したりする中で、自分自身が持ち得なかった多種・多様な見方に触れることにより、自らの思考を深める教育活動に努めております。

「主権者教育」につきましても、これらの教育活動を進めるとともに、主に社会科の授業を中心とした知識の習得のための学習にとどまらず、学校生活全体での活動を通して、児童生徒自身が町や国の政治、人権などの問題を自分事としてとらえ、より良い社会にするためにどうしたらよいのかを考え、授業を通して得た知識を基礎として社会生活に関わっていくことのできる児童生徒づくりを目指しております。

教育委員会といたしましても、これらの学校での取組を引き続き指導・支援してまいりたいと考えております。

次に、「森町総合体育館『森アリーナ』の管理・運営について」申し上げます。

議員ご案内のとおり、森町総合体育館は平成27年10月に開館し、8年が経過しようとしておりますが、これまでの利用状況を見ますと、競技場では、日中は未就学児童を対象にした体操教室や卓球を楽しむ高齢者、夜間はスポーツ少年団や社会人のバレーボール、バドミントンなどの利用があります。また、体力測定室の一般的に剣道場と呼ばれる板敷き部分では、空手や高齢者向けの体操、子どもたちのダンスなどが行われ、一般的に柔道場と呼ばれる畳敷き部分では、柔道や合気道、ヨガなどの利用があります。更に、トレーニング室やランニングコースでは、健康や体力の維持を目的に、ほぼ毎日のように利用者があります。このように幼児から高齢者まで幅広い年代の多くの人たちに利用していただいております。

また、土日を中心に中体連や高校総体、小学生のバレーボール大会や剣道・空手の大会など、学校や民間団体による大会も多く開催されております。中央体育館のときには利用がなかった団体や大会等で継続した利用がございますので、森町総合体育館が一定の評価をされているものと判断しております。

一点目の「怪我人等緊急時の対応やマニュアルについて」のご質問でございますが、森町総合体育館では、多くの方がさまざまなスポーツを行っていることから、活動中に捻挫・打撲・擦過傷などの怪我や、熱中症・脳しんとうの症状に見まわれる方がおられます。そのような場合は、基本的には利用者の責任において応急処置や病院への搬送、消防への救急要請などの対応を行っていただいております。施設側の対応としましては、救急用品や氷の提供、安静にできる部屋の提供などを行っております。

大会での利用では、主催者が救護係を設けていることが多く、

スポーツ少年団等、子どもの活動では、指導者や会場にいる大人が対応をしておりますが、高齢者の団体など、主催者側での対応が困難と思われる場合は、主催者からの要請を受け、職員が救護の支援を行っております。

また、意識喪失や心肺停止などの緊急を要する場合に備え、AEDを事務室内に設置しており、職員は普通救命講習を受講し、緊急時に対応できるようにしております。

トレーニング室につきましては、職員が常駐しており、トレーニングマシンの安全管理を行うとともに、事故発生時に迅速に対応できる態勢を整えております。初回利用時に持病や病歴を聞き取っておりますので、異変があった際には、速やかに医師や救急隊へ情報提供することとしております。

マニュアルにつきましては、怪我等緊急時の対応は利用者が行っていることから、施設としましては、心肺蘇生法やAEDの使用マニュアルを設置しているのみであります。しかしながら、利用者の安全確保は重要なことでもありますので、すべての職員が迅速かつ適切な対応ができるよう、今後、行動マニュアルを整備していきたいと思っております。

次に、二点目の「館内で私物の放置が散見されるが、対応はどうか」については、まず、森町総合体育館は公共施設でありますので、私物を放置することは認めておりません。ただし、スポーツ少年団や体協競技部等公共性の高い団体の備品や、利用頻度の高い団体が使用する備品等で利用の都度の持ち運びが特に困難なものについては、施設が破損や紛失の責任を負わないことを前提に、器具庫の一画に置くことを認めております。

しかしながら、実態として認められた物かどうか明確でない備品類も混在する状況となっております。そこで、令和4年3月、利用団体に対し、備品類の引き上げを依頼し、併せて引き続き体育館置くことを希望する団体は体育館へ相談するよう通知を出しております。この対応により、現在、館内器具庫に置かれている

備品類は、施設が認めた物のみとなっております。ただ、現状として許可証等の表示がありませんので、他の利用者の誤解を招いたかもしれません。公共施設の平等性・公平性を確保するため、判断基準を整理したうえで許可証を発行するなど、より一層適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
7 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7 番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 細かく答弁をいただきました。

まず、シティズンシップ教育ということで、おそらく3年生から社会科で始まると思うんですが、地域の様子であるとか、あるいは消防署見学等というものを通して、社会の仕組み等を学んでいくのかなと考えております。6年生になって、初めて日本国憲法が事業の中で導入されるということで聞いております。その中で修学旅行等の国会見学も政治参加の一つになるのかなと思います。

そこの辺の確認ですけれども、小学校ではあまり詳しくはやっていないと思います。教員のシティズンシップ教育ということが理解されているかどうか。社会科の勉強の中で、そういうものをリンクして考えているかどうか。その辺をお伺いをしたいと思えます。

議 長
学校教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただ今の加藤議員のご質問でございます。

学校におけるシティズンシップ教育について、学校の教員の取組の状況についてということでお答えさせていただきたいと思えます。

教育におきましては、教育指導要領に基づきまして学校での指導をしております。ご案内のとおりですけれども、教科の教育だけではなくて、総合的な学習、いろいろな学校での活動を通して、トータルで主権者たる教育に結びつけているというところであり

ます。

また今回、ご案内のキャリア教育ということで取り組んでございますが、こちらにつきましては、小学校から中学校、高校までを通して、体系的に見通して、それぞれの成長過程における取組を計画している取組となっております。

従いまして、当然社会科の先生はもちろんですが、他の先生もそれらの取組を、それぞれの成長過程を、全体の中で今どの段階での教育に携わっているかということを確認したうえで取り組んでいるということになります。以上です。

議 長
7 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7 番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 社会科の中で取り組んでいるという答弁をいただきました。

ここで、授業を通して実践的にそういう学びの場というのをやられているかどうか。

例えば何か物を作る、それとか給食の時間であるとか、そういう実践教育も必要かなと思います。私の調べた中では、給食の献立を通してシティズンシップ教育を学んでいるというようなことも伺っております。実践的な教育ということで、何かこういう授業を設けて、こういうものをテーマにして、児童生徒が積極的にそこに参加をして、意見を出し合っとうましようとか、そういう実践教育というのは、現在、森の小中学校ではやられているのでしょうか。

議 長
学校教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただ今のご質問でございます、学校現場における実践の場における取組についてのご質問でございます。

一つの例を申し上げますと、中学校におきましては、森町の住んでいる各地区の現状。例えば地形でありますとか、人口の年齢分布でありますとか、特徴を捉えて、まずグループで森町の課題、特徴を掴んで、その特徴に対する自分たちの解決に向けた考え方

をグループで取りまとめて、それを取りまとめたものを森町活性化計画ということで、地域の方々や地域おこし協力隊、議員の皆さまもそうですけれども、そのような自分たちの考えたことを、皆さんにお知らせする場ということで講評をいただいたり、意見をいただく場というのを設けております。

また、高校におきましても、行政と連携協定を結んでおりまして、いろいろな分野、福祉の分野、企画の分野、教育の分野、諸々ですけれどもいろいろな分野でキャリア教育に取り組むための協力をしております。こちらにつきましても、地域に根ざした教育活動ということで、やはり学校の生徒自身が課題を捉えて、それについて考えたものを発表するとようなことで、また更に中学校、高校では、この内容の濃さとか取組方も違うわけですけれども、そのような中で社会への繋がりというようなことを経験する機会としております。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 説明ありがとうございます。

やはりシティズンシップ教育を進めていくうえでは、学校の意義というのは、僕は非常に大きいと思うんですね。やっぱり子どもたちの学びの場であり、主体となることが多分求められてくると思います。誰のために学んで、誰のために勉強する、将来のために学ぶ。教員や親から言われるから学ぶということは、間違っていることとは私は思いませんが、そういうことよりもやっぱり自分の今をいかに豊かにして、将来に向けて社会に参加して進めていくというのがふさわしいのかなと思います。

先ほどの実践のことですが、私の調べた範囲では、栄養バランスの良い食事ということで、子どもたちが毎日当たり前のように食べている給食の献立を、その給食の献立という身近な題材にして、子どもたちがこんな給食があったらいいな、こういう配慮があるといいなと自分から関わっていくように、そういうテーマを設けて、その学びの中でシティズンシップ教育をしているという

ことも聞いております。これは6学年の女子が13人、男子が16人の計29人で実践をしたことかなと思います。

今後、まだ確立されていないと思いますけども、社会科の授業を通して、より子どもたちが主体的に社会参加できるよう、シティズンシップ教育を導入していかれることを望みます。一問目については、これで結構です。

次に、二問目に移らせていただきます。

森アリーナの管理運営ということでお伺いをしましたが、まず、怪我人等緊急時の対応マニュアル。これはAEDであるとか、氷の提供、そのようなものも含めて、今後どういうようにしていくかというのを、具体的にマニュアル化していきたいというお話がありました。是非ここはお願いをしたいことです。私ども空手の大会を毎年2月にやっています、もう9回ほどやって、非常に参加する皆さんからは喜ばれています。今年の2月のときに、名古屋の選手が試合中に上段回し蹴りを頭に受けまして、そのときに脳しんとうを起こした。当然ながら救急車を呼んで対応をしていただいたという例があります。そうした中で、まず救急車が来るまで救護室はどこだということで、それをお伺いしたら、救護室がないということでございました。それから寒い時期でしたので、毛布はありませんかともお聞きをしましたが、毛布も現状はなかったということです。幸い救急車で運ばれて中東遠に行きまして、大事には至らなくて、その日に名古屋に帰ったということで、私もそういう怪我人が出たからこういうことが分かったわけで、やっぱりマニュアル化していただくということは大事かなと思います。

私も調べましたが、袋井市のさわやかアリーナは救護室もあって、毛布もあるということでお伺いをしました。掛川市の総合体育館「さんりーな」については、救護室という名前では設けていないが部屋はすぐ提供できるということと、毛布についても、今後検討していきたいというようなことでございました。

当然ながら職員の方は一生懸命やられていると思いますが、一刻も争うことですので、どうか敏速な対応をお願いをしたいと思います。この今私が申し上げた現実というのは、教育長には上がっていますでしょうか。

議長
教育長

(吉筋恵治君) 教育長、野口和英君。

(野口和英君) 教育長です。

申し訳ありません。私、4月に着任したばかりですので、この事案については承知しておりませんでした。

議長
7番議員

(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 体育館の2階ですけども、2階の上の壁のところですか。これは5月に雨が降って、雨漏りの様子です。このときもその下のランニングコースに水が溜まってしまって、モップで多分拭かれたと思うんですが、こういう状況で私の方に、利用者から大変危ないよと。床が水浸しで、それでランニングルームを開放しているよということで、私にこれも連絡がありまして、すぐ現場を見に行きました。そしたらやはりこういう状況で非常に危ないということで、これも怪我に繋がるのかなと。こういう場合は閉鎖をして、私はランニングルームを利用させないという判断をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長
社会教育課長

(吉筋恵治君) 三澤社会教育課長。

(三澤由紀子君) 社会教育課長です。

加藤議員のご質問にお答えします。

2月の雨漏りということですが、申し訳ございません、こちらの方は承知しておりませんでした。

ただ、管理としましては適切ではないと思いますので、担当職員に確認をしたうえで対応してまいりたいと思います。以上です。

議長
7番議員

(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 是非その辺は安全第一でお願いしたいと思います。

二番目に移ります。

私物の放置ということで、これは器具庫の中です。器具庫の中にこういうものが、多分体育館のものではないと思うんですが、あったということで、私もこの状況を知りませんでした。当然ながら私達も週1回は利用してはいますが、これは私物じゃないのという声が父兄からありまして、以前に話をさせていただいて、この器具庫の中にロッカーもありますけども、ロッカーの中にある団体のもものが全部入っていたと。教育長が言われたように、一度そういうものを片付けていただいたと。これはロッカーの中は、今の現状は空になっています。それは大変良かったかなと思います。

しかしながら、まだこのようなものが中にあります。これもある団体の本棚、それからクーラーボックス、これは5月に撮ったものですけども、実際器具の中に、こういうものが現状まだあります。やはり公共のものということで、この辺の管理は、やっぱり誤解のないようにしっかりしていただければと思いますが、この状況は担当課ではご存知でしょうか。

議 長
社会教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

加藤議員のご質問にお答えします。

ご質問をいただきまして、体育館の職員と一緒に確認しましたところ、把握できていたものとしましては、体協剣道部の防具と竹刀、柔道部の帯。また、競技場の器具庫には、新体操で使用するロール状の床を保護するマット等、そちらは確認しましたが、今、こちらで写真で提示されたようなものは、そのときはちょっと確認できておりませんでした。

それであっても職員と今後どうするかという検討をする中で、こういったものが置かれているという実情がございまして、4年の3月のときに一度通知をして引き上げていただいておりますが、その際には特に許可証等を貼ったりはしておりませんので、改めて利用者に連絡をいたしまして、もう一度判断基準をっか

り設けて、今、置いてあるものは一度撤去していただいて、改めて申請、許可という形でやってはどうかという話をさせていただいておりますので、そういったところで対応していきたいと考えております。以上です。

議長
7番議員

(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) ありがとうございます。是非その方向でお願いしたいと思います。

それで器具庫のロッカーは、今、空の状態ですけども、今後どのように利用されるか。更衣室にもロッカーがありますけども、剣道場、武道場の横にある器具庫の中にロッカーがかなりあるんです。その器具庫の今後の利用方法を教えてください。

議長
社会教育
課長

(吉筋恵治君) 三澤社会教育課長。

(三澤由紀子君) 社会教育課長です。

器具庫のロッカーについてでございますが、こちらについては中央体育館で使用していたものを運び入れたと聞いております。特に今のところ目的等が決まっておりませんので、こちらについても、どういった活用をすべきか検討してまいりたいと思います。以上です。

議長
7番議員

(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 是非その辺もお願いしたいと思います。あとはよくわかりました。前向きに検討していただけると理解をいたしました。

それで、やっぱり利用者の利便性を図るためには、今後このようなことがないように、森町病院などでは「愛の一言」と投書箱を設けて、病院事務局長がそこにおられますけども、そこでいろんな意見を集約していると。この目的としたら、より良いサービスを提供するために、相談、ご意見、要望等を聞いているというように「愛の一言」の目的は何ってありますが、今後、利用者にこういうものを設けて利便性を図るという将来的にはお考えでしょうか。

議長
社会教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。
(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

投書箱や利用者アンケートなどということだと思いますが、私が社会教育課に来てから、以前は利用者アンケートなどをやっていた記憶がございますので、またその辺もどういった体育館を利用される方が気持ちよく利用できるように、そういった利用者の意見も大事だと思っておりますので、またその辺についても検討してまいりますと思います。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) おそらく課長が言われているのは、トレーニングジムのアンケートじゃないかなと思います。やはり全体を通して利用者の利便性を図っていただいて、皆さんがより良く気持ちよく利用できるように、今後進めていただきたいなと思います。答弁は結構です。以上で終わります。

議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時10分 ~ 午前10時20分 休憩)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、佐藤明孝君。

登壇願います。

3番議員

(佐 藤 明 孝 君) 3番、佐藤明孝です。

それでは通告書記載のとおり、一問一答方式で質問をさせていただきます。

一つ、防犯カメラ設置に伴う補助制度の制定についてでございます。

通学路を通行する児童生徒を見守るために、また犯罪予防抑止のための防犯カメラを設置する事は、近年高まりを見せております。森町は犯罪が少なく過ごし易いとも言われておりますが、この静かな森町でも車上狙いや自動車盗、強盗致傷等の凶悪犯罪が発生しております。また、特産物の収穫時期には決まって窃盗犯が横行し、これら犯罪抑止のため、作付け農家に対し、袋井警察

署担当官から予防対策等が教示されています。

更に、先月26日に文化会館で開催された森町町内会長連絡協議会では、町内会長から防犯カメラ設置について話があり、また同月30日に開催された環境衛生自治協議会でも、防犯カメラについての質問が出されていることを確認しています。

このようなことから、町民の防犯カメラ設置への機運の高まりを感じる次第です。近年、掛川、袋井、磐田の3市においては、助成制度の制定が見受けられることから、町内会が防犯カメラを設置する場合の補助制度の制定に関する考えを、当局にお伺いいたします。質問は以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 佐藤議員の「防犯カメラ設置に伴う補助制度の制定について」のご質問にお答えいたします。

町民が安心して安全な暮らしを実感できる地域社会の実現を図るため、現在、町では防犯対策事業として、町内会が行う防犯を目的として設置する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付しております。令和4年度は81件、166万2千円の補助金交付がありました。内訳はLED防犯灯への付替えが44件、LED防犯灯の新設が37件でございました。この事業により、町内にはLED防犯灯が年々増加しており、令和4年度末で町内1,539か所設置されております。

通学時の児童生徒の見守り、犯罪予防抑止のための対応としましては、各学校で防犯訓練を実施するとともに、不審者などの緊急事態に速やかに対応できるよう、教職員の役割分担や連絡体制、保護者や警察等関係機関との緊急連絡体制を構築し、対応マニュアルとして整備しております。また、地域の方々のご協力をいただき、「こども110番の家」の設置や「放課後見守り隊」による見守り活動をはじめ、登下校ボランティアの下校時刻に併せた活動や、町内企業による「下校時の防犯パトロール活動」の実施等を行っていただいております。

議 長
町 長

静岡県警察によりますと、森町の令和4年の犯罪率は県下で6番目の低さとなっており、防犯灯設置、通学時の児童生徒の見守りの効果が表れているものと考えられます。

議員ご提案の防犯カメラにつきましては、町といたしましても、犯罪の防止や摘発、容疑者の早期拘束に大きな効果があるものと考えております。また、ゴミの不法投棄等対策を目的とした防犯カメラ設置に対する補助の要望につきましては、町内会長から伺っております。

カメラ設置に関する課題といたしましては、防犯カメラは個人のプライバシーを侵害する恐れがあることから、設置場所の決定に注意を要すること、録画した画像データの適正な管理や運用のための規約の作成が必要であることなど、町内会の負担が非常に大きくなることが考えられます。

近隣市では、町内会が実施する通学路の防犯カメラ設置への補助や不法投棄監視カメラの貸出しの事例がございます。町としましては、カメラを使用した防犯対策事業として、近隣市をはじめ先進事例を参考に課題を整理し、導入について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) この防犯カメラの設置についての一般質問ですが、実は令和3年3月の定例議会でも、今日、この議会に参加しております中根幸男議員が質問をいたしております。今の町長のご答弁の内容ですが、当時ご答弁された内容と似通ったところがありまして、先ほど県下6番目の犯罪の低さというようにご答弁なさいました。

しかし、私、直に袋井警察署から令和4年度と令和5年度の犯罪の発生状況等について、お聞きをしてまいりました。そうしたところ、本年の4月末現在で、森町では既に刑法犯の認知件数が20件に達しております。既に20件です。このうち窃盗犯は、15件。

全体の75パーセントを占めております。更に驚くことには、令和4年中に発生した車上狙いは、認知件数ですがわずか1件でございました。ところが、令和5年4月末現在で、既に9件を数えております。こういったことから考えますと、犯罪というのは、やっぱり時、場所を選ばず、どこでも発生する可能性があるということなんです。そして、先ほど町長がおっしゃった静かな町、犯罪が少ない町、こういうところを維持するためにこそ、転ばぬ先の杖として、防犯カメラ等の設置が必要ではないかというように感じます。

現実はこの静かな森町でも、強盗致傷と言われる凶悪犯罪が発生しております。これはよくよく話を聞いてみると、いわゆる事後強盗的な要素が非常に強い犯罪ですけれども、こういったところで今現在、かなりの犯罪が森町でも発生しておりますが、この現況について、今のお考えをお聞きしたいと思います。

森町の発生が非常に県下で6番目だと、少ないということですが、令和4年と現在の5年と比べると、非常に多く発生しているということで、先ほど一例を示したように、車上狙いが令和4年の1年間でたった1件だったのが、令和5年4月末で既に9件を数えているという現状について、どのようにお考えかという点です。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) ただ今、佐藤議員から最新の森町の犯罪の発生状況について、述べていただきました。

令和4年に比べて令和5年は、既にかかなりの犯罪の件数があるということがございます。初めて伺ったことですので、やはり犯罪が増えているということについては、大変危惧をするところでもありますけれども、その内容について、あるいは対応、対策について、どのようにすべきか等々、警察署から発生事例、どのような場所でどのような犯罪が発生しているのかというような詳細な情報をいただければ、そして、それに対して警察としてどのよう

議長
3番議員

な犯罪抑止対策をすべきかということをご教示いただければ、それに向けて町としてやるべき対策は行ってまいりたいと考えます。

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 今の町長のご答弁ですが、警察から犯罪発生等の詳細の連絡なり報告なりがあれば、それに応じたような対応を取りたいというお話でした。それについては、また私も関係機関に出向いて話をしてみたいと思います。

そして、先ほどいろんなカメラを設置するルールについては、規約なり維持費なりが大変かかるというお話だったんですが、現実には森町で産業課でつけていらっしゃる防犯カメラというのが1台あるんです。これについては、こちらをご覧ください。すみません、ちょっとこれには載っていない。

今、ここへ出ているのは、これは森町の駅前にある防犯カメラでございます。これは森町駅前の駐輪場に向けて、やっぱり犯罪抑止、自転車盗の防止のためと思いますが、このように防犯カメラが設置をされております。これは第3セクターで付けられているやつだと思いますが、すみません写真を入れたはずなんですが、ちょっと写っていないくて申し訳ないんですが、森町で設置されている防犯カメラというのは、市場橋の東端、東側に公衆トイレがございます。あそこの森町という大きな看板の上部に、トイレの出入り口を捉えるようなカメラが1台設置されております。ここに取り付けられているカメラは非常に立派なカメラとしまして、かなり維持費等もかかっているのかなというようにも思います。

そして今現在、ここに写っているカメラは、袋井警察署が可搬型のカメラということで、森町谷中の農協の跡に、右側の写真に写っております道路が県道になりますが、こちらを通行する車両を捉えるように設置をされております。

よく防犯カメラはプライバシーの侵害云々がよく言われますけ

れども、基本防犯カメラというのは、いわゆる公共の地域、公共道といったところをやっぱり映すというものでございます。従って、あるお宅を集中的に見るとかといったものではなくて、それで例えば設置する場所によっては、一定のお宅が常時映ってしまうというようなことは確かでございます。

これらにつきましては、当局もご存知だと思いますけれども、静岡県から通学路の防犯カメラ設置事業費補助金というのがございます。これは補助を制定されている自治体に対していわゆる給付されるお金だと思いますけれども、この申請の要綱にもそういった類のことは書かれております。従って、管理は誰にするのか、維持はどうするのかという内容も、その中に書かれていると思いますから、それらを例えば要望する自治会なり町内会等があれば、そういったことを踏まえて連絡等をして、条件をつけてやっていただければ、先ほど町長の答弁の中にあつたような規約とか、管理者とか、維持費の関係とかという内容は、クリアできるのじゃないのかなというようにも考えます。

この静岡県からこういった事業補助金が出ているということについて、これらをやっぱり利用しようというようなお考えはないでしょうか。その点についてお願いします。

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

県の補助金につきましては、通学路防犯カメラ設置事業費補助金でございますので、対象については、登下校中の子どもを狙った犯罪の抑止を図るために、通学路防犯カメラを設置する自治会等に補助をする市町に対して、予算の範囲内で補助金を交付するというものでございます。

当初の町長の答弁にございましたけれども、導入について検討してまいりたいと考えておりますという中においては、この県の補助金を利用してというものももちろん含まれた中で、導入につ

議 長
総務課長

議長
3番議員

いて検討をしてみたいということでございます。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 今の総務課長のご答弁の中で、導入に向けて検討していきたいということだったんですが、導入ということは、補助制度を制定するその方向で向かうというように解釈してよろしいでしょうか。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

補助金の制度を導入するということもそうですけども、近隣市町を見ますと、不法投棄等の監視カメラの貸し出し事例もございますので、そういったカメラの貸し出しも含めて、いろいろ導入を検討していきたいということでございます。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) わかりました。

これは当然、通学路を利用される児童生徒に対する安全確保のためという形の補助金ということが、これはもう大前提でございますから、例えばこういったことに関して、町内会なりが申請する場所があったら、是非そういったところは前向きに考えていただいて、それが実践できるように、現実化できるようにお願いしたいと思います。

それで、先ほど私がお話をしました市場橋の東側の公衆トイレに設置されている防犯カメラの関係ですが、これは産業課で設置されたというようなことをお聞きしていますが、その点について確認をしたいと思います。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。

佐藤議員の市場公衆トイレの防犯カメラについて、お答えします。

市場の公衆トイレは、産業課が町のお金で作って、当初は町内

会等々に清掃等をお願いしていた。そういう中で器物の損壊があったという事実がございましたので、それを踏まえて防犯カメラを設置したというところでございます。以上です。

議長
3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) やはり器物損壊という犯罪抑止のために取りつけたということですが、これは市場の自治会等から要望があったということではないのでしょうか。それとも役場の独自の判断で付けられたということでしょうか。

議長
産業課長

(吉筋恵治君) 長野産業課長。

(長野了君) 産業課長です。

再度のご質問にお答えします。

市場のトイレについては、ぼや等もそのときに発生しておりますので、産業課の判断でつけているというように記憶しています。もう一回精査しますが、現時点ではそういった記憶でございます。以上です。

議長
3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) わかりました。

ちなみに先ほど私、近隣3市で既にこの助成制度が設けられていると話しました。掛川、袋井、磐田のそれぞれに出向いて、担当者から直にお話を聞いてきました。そういったところ、それぞれ交付、助成する場合については、それぞれ町のやり方等があって、基本は通学路の防犯カメラということで、児童生徒の安全保護のためということが、大前提でございます。たまたまそこに道路等を歩く人が映るということであるならば、そういったこともたまたま発生した犯罪等については、それらも警察では利用をさせていただくということで、これらも県の申請の要綱の中にも、そういった類のことも記載があるということらしいです。

そして、今話したように掛川、袋井、磐田のそれぞれに令和2年以降、既に助成制度が制定されております。特にお隣の袋井につきましては、やっぱり令和4年、令和5年とも実績があって、

今年度の令和5年につきましても、やはり当初予算でこの助成制度の予算が可決をされているそうです。議会に上程して、可決されているそうです。磐田もそうですが、磐田の方がかなり実績が多くて、磐田につきましては、当初予算で800万ほどの予算をつけているというお話も聞いてきました。ただし、掛川については、ちょっと実績がなくて、令和4年は0件だったと。そして、私が調査をした令和5年の時点でも0件ということで、担当者がお話をされておりました。

しかしながら、いずれの市もこういったことについては、市民の安全確保のため、または将来有望な子どもさんたちの保護をするために、やっぱり必要なものだということで、市当局もかなり積極的にこういったところを推奨されているみたいです。

今後、森町としては、この件について先ほどの導入に向けた方向ということでご答弁がありましたが、今後の方針を今一度お聞きしたいと思います。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

佐藤議員からお話もありましたとおり、近隣市町でも導入をしているというようなことをございます。私達としましても、町内会が実施する通学路の防犯カメラの設置の補助であったり、不法投棄監視カメラの貸し出し事例であったりということが、近隣市で行われているということを調べてございます。そういった近隣市をはじめとする先進事例を参考にしまして、先ほど述べました課題を整理しながら、両面で導入について、検討を前向きにしていきたいと考えております。以上です。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 今のご答弁、大変ありがたいと思います。

ここでLEDについては、1,539か所ですか、かなりの件数がもう既に安全確保のために設置されているというお話を聞きまし

た。私の考えというのは、まさにそのLEDに取って代わるべきものが、防犯カメラではないのかなというようにも考えるところでございます。防犯灯だけで166万余のお金が使われているということでございますから、防犯カメラについても、ここに今出ているように可搬型のやつもあれば、乾電池で動くやつもございません。SDカードを設置しておけば、もうサーバー等は一切必要がないようなこういったものになります。また、実は中部電力では、この見守りポールというようなやつも結構推奨されております。これを取り付けているのも、袋井市では2か所ほどあるそうです。

そして令和5年度については、一応5か所の自治会で予約を受けているということで、実は中部電力の担当者に来ていただいて、この見守りポールの関係をいろいろ詳しくお話を聞きました。ただ、これにつきましては、非常に初期費用がかかるというところ、それとあと年間の維持管理費も3万円弱かかるというところですが、一旦その契約を結べば、あと全てはこの中部電力でやっていただけるということらしいです。考えようによっては、お金を払って全てやってくれるということになれば、楽っちゃ楽かもしれませんけれども、ただそれに伴うべき財政的な負担というのが、確かに各町内会には生じるわけでありまして。そういったところを町が補助として、上限をいくらとして定めるかはわかりませんが、その費用の半分ぐらい出していただければ、町内会等の負担も減るのではないのかなというように思います。

ちなみに今現在、助成として出している金額は、掛川市が15万です。袋井と磐田は、それぞれ20万というところで、上限として定めているそうです。ただし、この出されるお金の15万、20万については、それぞれ防犯カメラ本体のお金、設置にかかる費用、また防犯カメラをここに設置してありますよと示す看板、これらを全部ひっくるめた金額というところでも聞いております。従って、今後、森町がどのように決められるかはわかりませんが、こういったところも参考にさせていただければと思います。

議 長
町 長

す。

LEDも良いんですけども、このLEDに取って代わるべき防犯カメラというものを、是が非でも設置をしていただければと思います。最後にそのLEDと防犯カメラの考え方を、最終的に伺いしたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 佐藤議員のご質問にお答えいたしますが、LED防犯灯よりも防犯カメラを設置すべきという佐藤議員のご意見でございますが、私はLED防犯灯に限らず、防犯灯はそれなりに防犯に貢献をしているというように認識をしております。

防犯カメラを、先ほど申し上げました1,539か所というのはLEDの防犯灯の数でありまして、LEDではない、まだLEDに更新していないものも含めれば、更に数が増えるものと考えております。それだけの防犯カメラが、街のいたるところに必要かどうかということは、考えなければいけないというように考えます。

防犯灯の設置については、県が補助をするものについて、通学路の防犯灯についても、要綱では自治会等の申請に基づいて、自治会等が設置する防犯カメラについて、市町が補助する場合には、そのうちのいくらかを県が補助しますよという補助制度になっております。あくまでも実施主体は、自治会、町内会等でございます。

また、近隣市で行っている不法投棄を抑止するための防犯カメラについても、同じように自治会、町内会等が実施主体となって行うものについて、市が補助をするという制度になってあるかと思っております。ですので、あくまでも実施主体は町内会、自治会ということで、そこに対して町が補助をするという考え方であろうかと思っております。

そして、防犯灯につきましても同じような考え方で、町内会が設置をするものについて、町が補助をする。設置をした後の電気料等のランニングコストについて、あるいは電球の交換等につい

ては、町内会が責任をもって管理運営をするというものでございます。ですので、まずは町内会が要望をされるかどうかというところも、町がやってくださいということももちろん必要ですけれども、町内会がその補助制度を活用していただけるかどうかというところも、大きな点ではないかと思えます。

そこで、最初の答弁で申し上げたような設置をすることに伴う作業、あるいは規約の策定、作成、あるいは管理運営といったところが町内会の負担となってまいりますので、そこを理解されたうえで補助を申請していただければ、町が補助をするというような制度になろうかと思えます。

この町内の防犯灯につきましても、毎年、もう何年ぐらいになるでしょうか。10年以上、あるいはもっと長い期間で町内会に対する補助を行っておりますので、必要と思われる箇所については、既に防犯灯が設置されているのではないかと思います。そこで町内会が新たな防犯灯を設置するよりも、防犯カメラを設置したいということになれば、それについて町が補助をするというような補助制度で検討してまいりたいと考えております。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 町長の丁寧な答弁、誠に痛み入ります。

ここで防犯灯1,539か所、ここ全て防犯カメラというようなことは、これは私も考えが行きすぎかなとも思いますけれども、こんなにたくさんは確かにこの小さな森町では要らないとは思いますが、ただLEDにもうかなり取り替えられているということで、LEDは確かに明るいです。おそらく防犯灯としての役目というのは、暗い場所を無くして、子どもさんたち、その他いろんな方が通行するについては、暗くて怖いというイメージを払拭させようというところで、明るい防犯灯のLEDに変えるということだと思います。

実はこの防犯灯を設置するということにつきましては、かなり昔の話ですけれども、実は昭和52年に藤枝市で一家一灯運動とい

うのが初めて行われました。一家一灯運動というのが、静岡県下で初めて行われたんですね。これは私が以前の職場にいたときにこれを知りまして、私が園田の6町内会で町内会長をやっていたときに、この一家一灯運動を推奨していただいて、各6町内会へ一家一灯運動の看板を設置していただいたことがあります。これが未だに谷中とか中川上の方には、一家一灯運動の看板が未だに立っておりますけれども、この一家一灯運動というのも、まさにLEDの防犯灯と趣旨は同じなんです。要は暗い場所を無くして、皆さん方の安全を確保しましょう、全てのところを明るくしましょうといった意味合いのもので始めたものなんです。

ただ、この一家一灯運動というのを始めた矢先に、省エネ云々がすごくクローズアップされちゃって、無駄な電気は消しましょうということと相まって、だんだんこの一家一灯運動というのが廃れていってしまったんですけれども、LEDは確かに明るくするというところは、非常に賞賛に値するところだとは思いますが。

そして更に、防犯カメラというのは非常に犯罪の抑止等、また防止等には役に立つとは思いますが、やはりデメリットもあるわけなんです。先ほど来、当局からおっしゃってるように、プライバシーの侵害がある、コストがかかる、場所が一点集中にしてしまうといったデメリット等も確かにございます。こういったところをどのような形で解決するかというのは、今後の町内会に対する当局からの指導なり考え方なりを伝授していただければと思います。そういった形で、今、町長のお話の中にあつたこの防犯灯については、実は昔からこういった地域を明るくしましょうねということは、以前から行われていたという制度があつたものですから、ここで紹介をさせていただきました。

長々とお話をさせていただいておりますけれども、やはり防犯カメラは非常に良いものだと思います。やはりあれば、これは犯罪の抑止・防止には確かになると思います。そしてまた、非常にこういったものがあれば、警察は後の捜査にまた利用したいとい

うのも本音のところだと思います。

今言ったように、これは森町駅です。これは森町谷中の鈴木農園に付けられている防犯カメラです。あそこは個人の会社で独自に付けているやつですが、こういったものを付けているおかげで、いろんな状況が把握できているというようなことらしいです。これは一つの参考として、ここでご紹介をさせていただきました。

それでは中途半端になっちゃって申し訳ないですけども、やはり通学路防犯カメラ設置事業費補助金といったものは、せっかくある制度はしっかりと利用していただいて、今後に役立てていただければと思います。

それでは最後に、私がお話しました中部電力の電柱へ取り付けるという見守りポールというやつですが、これについては、当局としては導入する考えがあるかないかだけ。これは中部電力の電柱になります。これに取り付ける防犯カメラというようなことになりますけれども、これについては、利用する考えがあるかないか。その点を最後にお聞きしたいと思います。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

中部電力が実施をしております見守りポールにつきまして、こちらは詳細等把握をしてございませんので、今の質問に対しまして実施をしますよとか、しませんよというような回答ができかねます。今後、この中電が実施しております見守りポールにつきましても、いろいろ情報を集めた中で適切かどうか判断をしていきたいと思います。以上です。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) わかりました。

私のところには資料がございますが、もしもよろしければ会議終了後、これを総務課長にお渡ししたいと思います。

それでは以上をもって、質問を終了したいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 1 1 時 0 0 分 ~ 午前 1 1 時 1 0 分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番、岡戸章夫君。

登壇願います。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸章夫でございます。

通告のとおり、災害に関連した二問を町長にお伺いいたします。

まず、先日の台風災害において、被災された皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、対応に当たられた事業者及び職員の皆さんには大変感謝申し上げます。

迅速な対応で、各地で大きな被害があったものの、また引き続き復旧作業が続くものの、ひとまずは乗り越えられたと感じています。しかしながら、度々迫ってくる大規模災害に対し、1 歩でも 2 歩でも対応の改善は必要と考え、今回、質問させていただきます。

一つ目は、「災害対応こそ D X の活用を」です。

昨年の台風 15 号に続き、今月も台風 2 号に襲われましたが、このような状況の際には、当局においても徹夜で対応に当たるなどして、町民の安心安全に臨んでいただいていることは承知しております。

そうした中で、災害発生時の情報収集においては、現在の主流は電話による受付が大半ではないかと認識しています。町民からすると、災害情報等を連絡する場合に、まず、どこへ連絡すれば良いか考えるものです。また、受ける職員側も、地図や G I S データなどを基に、電話口で場所の確認や被害状況などの対応に追われていることと思います。

そこで、お互いにより効率よく正確に情報のやりとりをするために、スマホからの画像データ転送など、情報機器を積極的に活用できるシステムの構築を早急に図ることが大切と感じます。これは現在推進中の自治体 D X においても、最も効果が期待できる

分野であると思いますが、当局の考えを伺います。

次に、「災害復旧は、広域との連携で早期解決を」についてです。

今月の台風豪雨災害箇所は、昨年の災害復旧箇所が完了していないところに多く見受けられます。国の激甚災害認定を受け、町も土木業者さんも懸命に復旧に取り組んでおられることは承知していますが、業者さんのパワーにも限りがあり、追いついていけない現状があるとみています。

そこでいかに早く復旧させるかは、森町単体で考えるのではなく、他県を含めた広域の業者の力を借りるなどして、お互いに助け合う連携を構築する必要があるのではないのでしょうか。確かに近年は全国的に災害が発生しており、余裕のある業者が少ないかもしれませんが、今のままでは度重なる災害に為す術はありません。現在のやり方で早急に復旧させる手段があれば良いのですが、町としても何らかのアクションをとるべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。以上です。

議 長
町 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 岡戸議員のご質問にお答えいたします。

初めに「災害対応こそDX活用を」について申し上げます。

今月2日に発生した活発な梅雨前線と台風第2号の影響による大雨により、昨年9月発生 of 台風第15号に続き、町は甚大な被害を受けました。町内での累積雨量は、大河内観測点で降り始めから517ミリ、最大時間雨量は三倉観測点で67ミリを記録し、累積雨量では昨年の台風第15号を上回る雨量となりました。発災時の住民からの通報の内容につきましては、道路への倒木や崩土、冠水、排水施設や農地への土砂の流入などさまざまな被災の情報があり、緊急性についても判断が難しいケースもございました。

現在の災害状況の情報収集につきましては、電話での連絡を第一としており、今回の台風第2号の影響による災害の通報件数は214件ございました。昨年の台風第15号での対応の反省点として、

防災課が電話対応に追われてしまい、本来すべき判断業務が滞ってしまったことから、全課協力体制のもと総務課に通信班を設置し、通報対応の一本化により、その対応にあたりました。その結果、災害警戒本部の設置、指定避難所の開設、水防団への出動要請、避難指示、その他住民への災害情報の発信など、さまざまな業務を速やかに行うことができ、今回の対応について、まだ課題等はございますが、昨年の台風での通報対応における課題がある程度改善できたと考えております。

議員ご質問の災害へのDX活用といたしましては、住民がスマートフォンなどから被害の状況を送信して役場で受け付ける方法として、オンライン申請フォームによる災害情報等の報告手段が考えられます。この方法につきましては、すでに町が利用しているオンライン申請フォームを活用することで対応することが、技術的には可能となっています。

オンライン申請フォームで災害情報を受け取ることについては、いくつかのメリットがございます。

一つ目として、迅速な情報収集があげられます。電話での対応では一度に受けられる数に限りがありますが、オンライン申請フォームでは複数の住民からの報告を同時に受けることができます。これにより、災害の状況把握や対応の優先度整理が効率的に行えます。

二つ目として、正確な情報の収集があげられます。電話では聞き取り間違いなどの要因で、情報が正確に伝わりにくい場合があります。一方、オンライン申請フォームでは住民が直接情報を入力するため、情報伝達の正確性が高まります。また、必要な情報項目を事前に設定できるため、重要な情報の漏れや欠落を防ぐことも可能になります。

三つ目として、情報の一元管理があげられます。オンライン申請フォームによる報告は、デジタル形式で受け取ることができます。これにより、報告情報を一元管理し、分析やデータの可視化

が容易になり、災害の傾向や被害状況を把握しやすくなることで、より戦略的な災害対応策を立案することが可能になります。

オンライン申請フォームで災害情報を受け取ることにおける課題といたしましては、システムを活用し運用できる体制を整備することがあります。具体的には、必要な情報項目を設定して入力時の情報の漏れを防ぐとともに、住民にとって入力し易くすること、迅速かつ効率的に受付処理するための人材育成と適正な人材配置を行うこと、幅広く住民に広報を行い、周知を図ることです。

以上の課題はございますが、災害通報における町民の利便性向上と迅速な災害対応を実現するため、従来の連絡手段や既存のシステムの活用を含め、先進事例などから新しい情報を入手しつつ、本町に合ったより良いシステムの構築に向け、検討を進めてまいります。

また、今回の台風第2号接近に伴う豪雨災害でも、停電により、家庭電話、携帯電話及びスマートフォンなどの通信手段が断たれるといった問題が発生いたしました。これにより、住民からの情報提供及び住民への情報提供が停止する事態となりました。この問題につきましては、喫緊の重要課題であると考えており、早急に通信事業者に対し、通信の安定強化に向けた取組を要請するとともに、町としては、非常用電源の確保について対策を進めてまいります。

次に、「災害復旧は広域との連携で早期解決を」について申し上げます。

まず、昨年台風第15号における国の補助を活用した災害復旧工事の状況について、申し上げます。発注件数は、建設課分が11件、産業課分が11件であり、そのうち建設課分の3件が工事完了となっております。そのほかの災害復旧工事として、上下水道課で2件発注しており、全て工事完了となっております。災害復旧工事につきましては、被害調査、災害報告、災害査定を経て工事を発注する流れとなっているため、極力短い期間で発注できるよ

う、各課や県などと調整しております。また、工事期間につきましては、川が増水しやすい出水期なども考慮する必要があります。更に、簡易な土砂撤去や浚渫などにつきましては、被災後すぐに建設事業者へ連絡して対応を依頼し、復旧を完了しており、予算措置についても専決処分や臨時議会を招集し、早急に対応できるよう、議員の皆さまにもご協力いただいているところでございます。従いまして、議員のご発言にありまして、町としましては、最短期間で復旧が完了するよう、最優先で取り組んでおります。

さて、議員からご提案のありました、「他県を含め広域の業者の力を借りるなどして、お互いに助け合う連携を構築する必要があるのではないか。」について申し上げます。

まず、上下水道事業につきましては、地震等緊急時における広域的な連携体制が、すでに整備されております。具体的には上水道事業の場合は、日本水道協会、下水道事業の場合は、日本下水道協会を中心に応急給水活動や人員の派遣、建設事業者の斡旋などを被災規模に応じて実施する仕組みとなっております。

上下水道事業以外につきましては、友好町である北海道森町と「災害時における相互応援に関する協定」、愛知県東三河、長野県南信州及び静岡県遠州地区に位置する各市町村と「三遠南信災害時相互応援協定」を締結し、職員の派遣や資機材などの提供を受けられる体制を作っておりますが、建設事業者の斡旋については、明記されておられません。

なお、北海道森町からは協定に基づき、先方からの申し出により、今月12日から16日まで職員4名を派遣していただき、応急復旧の応援をしていただきました。この場を借りしまして、改めて温かな支援に感謝を申し上げます。

さて、被災していない他県の建設事業者に発注する利点といたしましては、議員ご案内のとおり、施工する建設事業者が増えることが考えられます。しかしながら、他県の建設事業者へ発注す

るとなると、適正な建設事業者選定が難しい点、町が建設事業者の受注状況や作業員等を把握しづらい点、工事施工後の管理などに支障が出る可能性がある点などの問題がございます。また、他県の建設事業者が本町の工事を受注できる状況であるか町が把握することが難しい点、他県の建設事業者が本町の地理や被災状況を把握するのが難しい点といった課題があると考えられます。

一方で、町内の建設事業者に発注する利点といたしましては、現場の状況に精通していることから、被災原因などを的確に踏まえたうえで工事に着手できる点、地元の建設事業者であることから、町民や町内会などとの調整がスムーズにでき、町との契約後ただちに災害復旧工事に着手することができる点などが考えられます。

従いまして、他県の建設事業者に発注することなどの連携につきましても、課題点も多いため、現状考えておりません。

ただし、議員ご発言のとおり、度重なる災害は発生している状況であるため、今回ご提案いただいたことにつきましては、森町単独で考えるのではなく、近隣市や県などとも情報共有してまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁といたします。

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) それでは最初のDX関係と申しますか、情報のやりとりについて、再質問させていただきます。

今、森町で持っている既存の申請フォームを多少整備して使える可能性があるかということで、ご説明いただきました。ぜひこれは検討していただければなと思います。当然町長のいろんな説明もありましたように、システム変更となると費用もかかるでしょうし、そういった実際に扱う人の教育とか、どのように実際運用するかという問題はついて回るとは思いますけれども、ひとまずそういう前向きなご提案をいただきましたので良かったなと思います。

議 長
6 番 議員

ただ、素人考えで言いますと、今、町が実際に公式アカウントとしてLINEを活用しているので、このラインのシステムを活用して、もうちょっと簡単にといいですか、もちろんこれもシステム変更にはお金はかかるのかなとは思いますが、LINEのユーザーが非常に多いわけですから、そういったことも何かトライできるのではないかなと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 平田総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

岡戸議員のLINEを使った通報システムについて、お答えをさせていただきますと思います。

うちが現在使っているシステムが「LOGOフォーム」というもので、多くの自治体で使われているLGを使ったものでございます。現在、この「LOGOフォーム」につきましては、町が主催で研修会をやるときの参加の申請に使ったり、アンケートなどで使わせていただいております。住民でもスマホを持っている方であれば、QRコードを読む等々ですぐ使えるものとなっておりますので、利便性は非常に高いかなと思っております。

広報の中でうちも公式LINEを持っていますので、そういったところでアナウンスさせていただいて、スマホを使ってすぐうちの「LOGOフォーム」に入らせていただいて報告をできるようにシステムを構築できると考えておりますので、利便性については、LINEで組むということではなくて、セキュリティが高いこの「LOGOフォーム」を使ってやっていきたいというように考えております。以上です。

議長
6番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 今言われたその「LOGOフォーム」というのは、先ほど町長がご説明されたそのことと同じものですね、了解しました。

セキュリティの問題とか、よくデマ情報が流れてきてかえって

混乱するとか、そういった話も聞いてはおりますけれども、そういったときにメリットとデメリットを当然天秤にかけたときに、多少そういう問題もないことはないけれども、メリットを活かしていこうという考え方が大事かなと思っております。

LINEについて僕も調べてみましたら、ご存知かと思えますけれども、総務省からLINEの活用のガイドラインが出ています。「政府機関、地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方」とあります。令和3年6月11日に一部改正がされていて、どこが改正しているかというのを見ましたところ、基本的にはLINEで画像のファイルのやりとりというのは、取り扱わない運用ということが謳われていました。ただ今回、但し書きが新たにこの6月11日の改正で出ています。ちょっと読み上げますと、「ただし、身体人命に危険が及ぶ可能性の高い相談事業等（いじめ、虐待、災害等に係る被災、感染症等に係る症状の急変等）」という災害等に係る被災から感染症云々のところまでが追加になっています。それにおいて、「緊急性を要する相談・通報等（画像を含む）が、LINEサービス上で寄せられ、例外的にLINEサービス上で要機密情報を含む緊急対応をすることは排除されない。」ということで出ていますので、一応政府のガイドライン的にも排除はされない。推奨とまでは言わないですけれども、一応使えるというようなことを容認しているともありますので、今、町長から説明があった「LOGOフォーム」がいいのか、こういったLINEがいいのか。それともっと簡単に言っちゃえば、例えばセキュリティ上を考えるとすれば、この役場内のネットワークから切り離れたところで一つ端末と回線を持って、緊急時にはその回線を使ってそこに送ってもらうようなという手もあると思っておりますので、当然いろんなコストの絡みとか、利便性とか、使い方とか、逆に受けたら受けたでそれをどう町内、役場内で仕分けしていくかというのがいろいろあると思っておりますので、そこら

辺はぜひ検討していただいて、進めていっていただけたらなと思います。

一昨日、森町議会でも森町DX推進計画について、CIO補佐業務を担当していただいている高村先生からいろいろ研修を受けまして、いろいろお話を聞かせていただきました。その中で、先生もやりながら構築していく。おそらくいっぺんで良いものを目指すというのももちろん大事ですけれども、運用しながら、やりながら随時改善しながら良いものに持っていくことが大切だということもおっしゃっていました。そこら辺も含めて、まずやってみて、そこで問題があれば改善していくという姿勢でぜひお願いしたいなと思っております。今後に期待をしたいと思います。

それから、二つ目の質問に対しての再質問をさせていただきます。

現状でも業者さん含め、それから県等の担当者の方等含め、最短で工事の復旧が進むようにやっているというのは十分承知しております。そのうえで更に何かいい方法がないかなということで、非常に難しい質問をさせていただきます。

実際のところ、私も土木事業者さんの声を聞いてきまして、僕が持っているイメージと実際の現場の事業者さんの声はどうかかなということで、お話を聞かせていただきました。一様にどの土木業者さんもやっぱり地元のインフラは自分たちが守るという意識が非常に強くて、非常に心強く感じました。そういった意味で我々町民にとっても、森町にそうした事業者さんがいることはとても心強いですし、今後も頑張っていっていただきたいなと思った次第であります。

その中でやはり言われていたのは、今回、作業に取り掛かりたくても資材が、具体的にはブロックみたいなものもあちこちで当然需要があって、その資材が追いつかないということで、そういったことで困っているよと。従来だと小さめのブロックをたくさん積んでという工法だったんだけど、最近の流れでは、大き

なブロックを重機で並べて早く復旧をやるというようなことも聞いております。そこら辺の工法も進んでいるということですが、今、実際査定をされる中では、そういった工法というのが、この流れ的には進んでいるのでしょうか。例えば県の扱う部分と町が扱う部分は、いろいろ別なのかもしれませんが、そういった工法も推奨しているというか、そこら辺の現状を教えてくださいたいと思います。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただ今の岡戸議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議員ご発言にありましたとおり、建設課の工事におきましても、コンクリートブロックを材料にした工事がほとんどでございまして、その中で、特にこの4月に入ってから、このブロックが入荷しないと。要するに生産量に対して需要量が過多という状況だということで、未だに少量ずつの入荷しかないといった状況が続いているというのは事実でございまして。

査定時に、今、言われた大型ブロックでの申請とかはどうかということですが、一応国の定めたルールがございまして。直高で5メートルまでは、通常の今行っているコンクリートブロックで申請するのが通常でございまして、高さが5メートルを超える場合は、安定計算上、大型のブロックを使うということの申請が一般的になっております。確かに工期短縮とかには当然繋がるんですが、当然やっぱり単価が大型ブロックの方が高いものですから、その辺りの経済比較がどうしても国の補助金を使う都合上、足かせになるという点はございまして。以上です。

議長
6番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) そうしますと、国の仕組みが渋いというか、国がなかなかそういうところを認めてくれないという感覚として捉えてよろしいということですね、わかりました。それと二つ目の質問で、広域で力を借りられないかということで、現状で

もできるところの連携はしているよということでありました。

私が今回言ったのは、もちろん県外の業者さんに発注するという事はなかなか難しいんだろうと思いますけれども、もちろん発注するのは森町の業者さんに発注するのは私も望んでいることですけれども、今、非常にそういう土木業界の人たちも人手不足といいますか、例えば募集してもなかなか人が入らない。技術者、職人さんの的な者とか設計士さんとかも、なかなかやっぱり技術が向上するには年数もかかるということで頭を抱えておりました。

ですのでそういった意味で、発注はあくまでも森の業者さんに出すんですけども、その発注した森の業者さんが、例えば他県の方と声をかけあって派遣してもらおうというようなことを、業者さんがやるというよりは、森町としてももう少しサポートしてやれないか。そういったバックアップをしてやれないかといった意味で、今回、質問させていただいたんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ありがとうございます。実際、建設課が発注している災害復旧工事の中におきましても、発注元は地元の町内業者さんですけれども、下請けさんが静岡市から来ていたり、磐田市だったり、掛川市だったりという業者さんが、町内業者さんの下請けで実際に現場に入っているという実情がございます。

それから県外ではないですけれども、この袋井地区の建設業協会は袋井土木管内ですので、磐田、掛川、袋井、御前崎、菊川、森の5市1町のこの袋井建設業協会の会員数が現在、53社ございますのでこういったところと、森にも建設業協会がございますので、そういったところと連携しながら、今おっしゃったような点について、話し合いを持っていったらどうかなということは、一つ対策として考えられるかなと思います。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 是非そこら辺のバックアップとかも、建設業者さんとか、袋井土木さんとか、県の方とか、お互いにやはり助け合わないとこういった災害も乗り切れないときになってきていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それからもう一つ。やはり災害のときは、どこの業者さんも瞬間的なパワーがどっと必要になることと思います。もちろん森町だけじゃなくて。ただ、事業者さんとしても、やっぱり事業経営しているわけなので、瞬間的なこのピークのところに合わせて従業員を雇ったり、設備を投資したりというのはなかなか難しいと思います。ただ、そうは言っても、何かあったときは頼まざるを得ないので、無理を言ってといえますか、何とかお願いして早くやってくださいという形になろうかと思います。ですのでそういったことを考えると、先ほども言いましたけれども、将来的にも各事業者さんが安定して従業員の方を抱えて育てて、それとかあと設備投資もできるような環境をやっぱり整えてあげることが必要かなと思います。

確かに公共事業というのと、とかく叩かれがちなところがあって非常にどうかなという面もあるんですけども、やはり僕は、公共事業というのは一つの町のインフラを整えていくうえで非常に重要な事業だと思っています。これで災害が収束して復旧も収束した後も、継続的にやはりもっと町としても予算をつけて、もちろん適正な価格ではもちろんですけども予算をつけて、事業者さんにとっても安定的な経営ができる、いざというときはパワーを発揮できる、町としても助かる。そういった体制を作っていただきたいと思うんですけども、そこら辺の考えも少しお聞かせください。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただ今、岡戸議員から、公共事業は地元の建設事業者を助けるといいますか、事業継承を促していくためにも必要であるというご発言がございました。私も、やはり特に

いざ災害というときに迅速に対応していただけるのは、地元の業者でございます。地理に明るい、そしてこれまでの施工経験がある、そういったところから細かいことを言わなくても、どういう災害状況かということも察知をしていただけるようなところもあるかと思えます。ですのでやはり地元建設業者があるということは、ありがたいことだと思っております。

もちろん災害時だけでなく、災害復旧だけでなく、これから町が行いたいと考えている道路事業をはじめ、建設事業、また損傷等に伴う修繕も、これからインフラを維持していくために継続的に行っていかなければいけないと考えておりますので、そういったものについては、予算の許す限り計画的に、また、費用対効果等も考慮しながら予算を計上させていただきたいと思っておりますので、是非議会の皆さま方におかれましても、ご理解をいただいて応援をしていただければと思います。ただ今の岡戸議員のご発言は、大変ありがたく受け止めております。

議長
6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) 誤解のないように、私は決して事業者さんに媚びているわけではなくて、もう本当にこういう森町の現状を見ると、やっぱりそこは我々の生命線だと思っておりますと言ってもいいくらいだと思っておりますので、そこは我々も理解してあげる必要はあるかなと思っております。

一方で、やっぱり森町単体でこれをやっていこうと思っても、やはり予算にも限りがありますし、そういった意味で国や県に働き掛けていかないと、なかなか予算取りも難しいところがあると思います。前からも言っておりますけど、我々も身近な県議会議員とか国会議員さんを通じてそういったことを訴えて、この森を良くしていこうということで動きますので、是非町長からもいろんな関係機関に声をかけていただいて、今後の町政に臨んでいただきたいと思っております。最後にそれをお願いして終わります。

議長

(吉筋恵治君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) 当然のことながら、事業を計画する際には財源の確保ということが大きな課題でありますので、森町にとって効果的で、そして有利な補助金・交付金、あるいは起債を検討して事業を構築してまいります。その際には県・国の補助金・交付金の獲得については、関係するところに働きかける要望活動も必要になってまいりますので、そういうことも併せてこれまでも行ってまいりましたけれども、これからもフットワークを軽く対応してまいりたいと思います。

また、直接予算、補助金の獲得等に繋がるわけではありませんが、例えば全国治水砂防協会、あるいは県の河川協会、さまざまなおそういった事業を促進するための団体があり、活動がございます。そういったところにも積極的に参画をしながら、町長として事業の促進を応援しているという姿を見せながら、そのことを評価していただいて、予算の獲得、補助金の獲得に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

(吉筋恵治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 11 時 50 分 ～ 午後 1 時 00 分 休憩)

議 長

(吉筋恵治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、3番、佐藤明孝君から発言を求められておりますので、これを許します。

3 番議員

(佐藤明孝 君) それでは、一点訂正をさせていただきます。

私の午前中の防犯カメラ設置に伴う補助制度の制定についての一般質問の中で、町長にご答弁をいただきました。このご答弁に対する再質問の文言で、磐田市役所の防犯カメラに対する当初予算が800万ということで私が発言をいたしました。調べてみましたら、225万1,000円の誤りでございました。ここで訂正して、お詫びをいたします。以上です。

議 長

(吉筋恵治 君) 一般質問を行います。

5番、川岸和花子君。

5 番議員

登壇願います。

(川岸和花子 君) 5 番、川岸和花子です。

通告のとおり、以下の質問をさせていただきます。

社会教育の観点から見る遠州の小京都リノベーション計画は。

歴史文化の継承と心身の充実を育むまちをつくるまちづくりの点から、質問いたします。

1 令和4年度において、町から「遠州の小京都リノベーション計画」が発表され、本年度は歴史的文化的建造物の活用として、旧藤江勝太郎邸の利活用プロデュース業務委託料の予算もついております。その他、庵山公園の整備、旧周智高等学校跡地整備、旧児童館・旧静銀跡地整備、天浜線遠州森駅前整備、旧さざんか荘跡地整備など、約10年をかけてリノベーションし、暮らしやすく交流が増え、遠州の小京都の魅力を上げていく計画であると伺いました。このリノベーション計画について、社会教育の観点から、どのような姿勢でどのように関わっていく考えであるかを教育長に伺います。

2 「遠州の小京都リノベーション計画」を推進していく中で、「遠州の小京都」というブランドの価値の向上は必須であると考えます。しかし、実際に小京都を説明するにも難しく、森町の歴史的人物についても、歴史民俗資料館に行かなくては知る場所も数少ないのが現状です。観光の観点からだけではなく、森町の原点や歴史を知ることと、目標に向かう町全体の共通の意識が必要だと考えます。そのためには、社会教育課を更に充実させることが必要だと思いますが、それについての考えと、施策があればお聞きします。

3 城下地区における旧藤江勝太郎邸利活用プロデュースの委託業者や町職員、議員や会の代表などによる「遠州の小京都」を共通の意識とするための森町についての学びの場や、話し合いの場と時間をしっかりと持つてはいかがでしょうか。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 教育長、野口和英君。

教育長

(野口和英君) 教育長です。

川岸議員の「社会教育の観点から見る『遠州の小京都リノベーション計画』は」についてのご質問に、私、教育長からお答えいたします。

一点目の「遠州の小京都リノベーション計画について、社会教育の観点から、どのような姿勢でどのように関わっていく考えであるか」についての質問でございますが、議員ご案内のとおり、「遠州の小京都リノベーション推進計画」は、令和5年2月24日開催の全員協議会において産業課からご説明いたしましたとおり、町内の古民家や蔵等の歴史的文化的建築物の利活用、旧周智高等学校跡地や旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地など、公共施設跡地等を整備するにあたり、「遠州の小京都まちづくり」の要素を取り入れ、他に誇れる森町の魅力であるお祭りや舞楽といった歴史伝統文化、そして、お茶や次郎柿、とうもろこし、和菓子といった特産物等の地域資源を活かすとともに、潜在的価値(ポテンシャル)を活かし、新たな付加価値を加えたうえで利活用や整備等を推進する計画として、令和5年2月に策定したものでございます。事業スケジュールとして、直近10年以内の事業実施を掲げておりますので、計画に基づき、令和5年度当初予算に、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店を拠点の整備に先立ち解体するための工事費及び旧藤江勝太郎家の利活用に着手するための歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料を計上しております。

さて、本計画への教育委員会の関わり方についてでございますが、「遠州の小京都」のまちづくりを進めるにあたっては、地域住民の参画が重要だと捉えております。平成29年3月策定の「遠州の小京都まちづくり基本計画」においても、「遠州の小京都森町」が町民に浸透していないことが課題として挙げられており、町民への「遠州の小京都まちづくり」の浸透と、おもてなし意識の醸成を戦略のポイントとしております。また、遠州の小京都リ

ノベーション推進計画の方向性として、「活発なコミュニケーション（にぎわい）の創出」と「地域資源をいかした、暮らしの質の向上」の2つが設定され、この方向性を軸に、町・住民・来訪者の関わりイメージを示しております。その中の地域住民の役割として、「まちに興味・関心をもつ」、「まちの魅力を発信する」、「地域活動を活発に行う」、「たくさんの交流を育む」、「地域課題をみんなで解決する」、「地域の担い手を育成する」の六点が掲げられております。まさにこの「地域づくり」、「人づくり」は、社会教育が担うべき役割であると考えます。

教育委員会では、「明日の森町を築く心豊かな人づくり」を教育の基本理念とし、教育目標として、『ひと』と『ひと』が育み合うまちをつくる」、「歴史・文化の継承と心身の充実を育むまちをつくる」、この2つを掲げ、教育施策の実現を目指しております。

社会教育課では、高齢者を対象とする令和学級で森町の歴史を学ぶ学習会を行い、森の夢づくり大学では、本年度、複数の歴史講座を開講しています。また、小学5年生を対象とする少年少女ふるさと学級では、茶摘み体験や茶道体験、友田家での米炊き体験などを通して、森町の魅力をたくさん発見していただいております。このような取組の1つ1つが、町民がふるさと森町を知るきっかけとなり、町への愛着心を育て、更には地域の担い手の育成にもつながるものと考えております。

遠州の小京都リノベーション推進計画の基本方針や活用方策に基づき、今後も事業が進められていきますが、「遠州の小京都森町」のまちづくりの目標である「まち・人・ものに息づく文化伝統を育み、みんなの『絆』でもてなすまちづくり」に欠かすことができない「町民の心の豊かさや人と人との交流」に重点を置き、社会教育として取り組んでまいります。

二点目の「観光の観点からだけでなく、森町の原点や歴史を知ることと、目標に向かう町全体の共通の意識が必要であり、そ

のために社会教育課を更に充実させることについての考えと施策」につきましては、一点目でお答えしましたとおり、「遠州の小京都 森町」が町民に浸透していないことが課題として挙げられております。議員ご案内のとおり、森町立歴史民俗資料館は、町の歴史等を知っていただくのに最適な施設でございます。建物自体は明治18年に建築された旧周智郡役所の庁舎であり、昭和49年に森町と森町の歴史を愛する地元有志の人たちが大切に移築したものです。現存する郡役所の建物は全国的にも少なく、県内では1か所のみであり、さらに和風で総2階建ての建物は全国でも珍しいといわれております。そのような貴重な建物の中に森町の歴史・文化・民俗・偉人などの資料を展示し、昭和54年7月に歴史民俗資料館として開館以来、多くの方々に訪れていただいているほか、町内小中学校や高等学校の授業でも利用していただいております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、歴史民俗資料館以外に森町の歴史に触れることができる場所が少ないのが現状であります。そういった部分を補うため、歴史民俗資料館では、令和2年度からSNSを活用した情報発信にも力を入れており、森町の歴史・文化を積極的に発信しております。また、要請があれば各地区や町内会、小中学校での出前講座を行ったり、森町歴史伝統文化保存会や民間団体との連携により、町並みと蔵展などのイベントで歴史講演会や森町の偉人を紹介する取組を行うなど、町民が歴史や文化に触れる機会を提供できるよう努めているところです。教育委員会としましては、これらの取組を地道に続けることで、町民へ「遠州の小京都」の浸透を図っていきたいと考えております。

また、ハード面におきましては、遠州の小京都リノベーション推進計画では、歴史民俗資料館の旧周智高校跡地への移設を検討するとともに、本年度解体を行う旧児童館・旧静岡銀行森町支店の跡地に整備を計画している歴史・文化継承拠点について、歴史民俗資料館とともに「遠州の小京都」を体感できる施設の一つと

して活用していけるよう、関係各課と協議しながら具体的な内容について検討してまいります。

社会教育課の更なる充実に関しましては、主に人・予算・事業の充実があるかと思えます。人員につきましては、文化振興係においては、本年4月の人事異動により1名増員され、3名体制となりました。多様化する行政需要の高まりから、役場全体で職員が不足している状態の中での対応でございますので、限られた人員の中で役割分担をしながら、それぞれが行政課題に取り組んでいく必要があると考えます。また、予算や事業につきましては、コロナ禍を経て、人と人とがふれあうことの大切さや地域の伝統行事の伝承の必要性が改めて見直されました。ここは社会教育課が大きく関わる部分ではありますが、まずは、既存の事業を地道に行う中で、町民が求めるものを見極め、事業内容の充実を図っていくことが大事ではないかと考えております。引き続き各団体と連携を図り、遠州の小京都まちづくりへの機運を高める取組を行ってまいります。

三点目の「遠州の小京都を共通の意識とするための森町についての学びの場や、話し合いの場と時間を持つてはどうか」についてであります。議員ご案内のとおり「遠州の小京都まちづくり」を進めるにあたっては、地域住民を含め、そこに关わる人全てが共通認識で取り組むことができれば、よりよいまちづくりにつながるものと認識しております。

まず、学びの場についてですが、今回の補正予算では、杭迫柏樹氏展覧会及び藤江勝太郎氏講演会にかかる経費と、森町の偉人PR動画作成費用を計上いたしました。お認めいただきましたら、それぞれ実施していく予定であります。7月29日土曜日開催の文化講演会では、「自然景観や文化遺産を活用するまちづくり」に取り組まれている団体の代表の方を講師にお招きし、ご講演いただく予定で準備を進めております。また、歴史民俗資料館だよりとして、広報もりまちに森町の歴史を紹介するコーナーを設け、

6月号から掲載を始めております。これまであまり知られていなかった情報を広く町民に提供することで、森町の歴史に関心がなかった方にも興味を持っていただきたいと考えており、まずは学びの場を充実させ、個々の意識を高めるとともに、状況を踏まえ、話し合いの場についても検討を進めてまいりたいと思います。

以上、申し上げまして答弁といたします。

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) ありがとうございます。

今回、私がなぜこの質問をしたかという理由から述べさせていただきます。

森町は人口減少であるとか、少子高齢化、その他産業の振興、企業の誘致、住宅政策、町のインフラ、公共交通など問題がたくさんある中で、この「遠州の小京都リノベーション推進計画」は、私は森町の良さを最大限にアピールして、魅力を作り出していくこれからの森町にとって、とても重要なものであると認識しております。この森町の小京都リノベーション推進計画については、先ほどご答弁いただいたように、2月の全員協議会で産業課の方から説明をいただいております。産業課の方には、今ある建物や資源を利活用して文化的体験交流ができる場を整備していくという形で、さまざまご検討いただきまして、観光はもちろん、子育てとか、健康増進とか、歴史文化の継承としての目的で計画していただいていると思っています。繰り返しになりますけど、私は森町にとって大変大切な計画だと思っています。

しかし、私の感想として、この計画を見たときに少し物足りなく感じたところがあったんです。大変上から目線でちょっとおこがましいとは思いますが、そういう感じを受けたのが正直なところでは、それはなぜかと考えたときに、観光という点が重視されているために、その根底に流れる歴史文化の地域の原点とか哲学とかというものが浅いのではないかなど、ちょっと偉そうに言って本当に申し訳ないんですけども、そのように感じた

議 長
5 番 議 員

いうことです。

森町は遠州の小京都をキーワードにして盛り上げていこうとしているんですけども、全国京都会議にも参加していることもありますし、京都に似た佇まいであるとか、京都と歴史的に繋がっているとか、伝統的な芸能があるという全ての条件を満たしている小京都という意味でも、私は遠州の小京都という言葉を推していくのはすごく賛成しております。これについても町内でも賛否があるところで、どこが遠州の小京都なんだという人もいれば、本当に遠州の小京都だねという方もおられるということで、いろんな意識があるということです。私は大変賛成しております。

しかし、何をもって小京都であるかとか、どこを見れば小京都なんですかということも多くあるということで、私は、我々も含め町民への社会教育が根底にないと、その理解ができないなと思いました。この森町は私は本当に好きなんですけど、三方山に囲まれて、太田川を中心に町が広がり、信州への塩の道であったりとか、秋葉詣で賑わったことであるとか、材木で栄えた繁栄した。また古着の町、またお茶については、生産もそうですし、茶商とかお茶屋さん、またそれに合わせてお菓子屋さん、また寺社、仏閣、神社にはそれぞれ舞楽が伝わっていて、またお寺を中心にした町の繁栄が歴史を作ってきたと。そして、明治には報徳の精神を持って、林業や農業なども盛んになったという。そして、農林学校も作られた等のさまざまなそのような歴史的な背景とか、また偉業を成した森町の偉人の先人の功績などを、社会教育として共通認識が必要だと思った質問でございます。

今、教育長の答弁を受けまして、まさにこの地域の課題とか、今後の担い手とかというところで社会教育の分野だとしっかりとおっしゃっていただいたところは、非常に感動いたしましたので、しっかりと関わっていただきたいなと思っているところです。

2の質問の社会教育課の充実という点ですけれども、教育といえばつい学校教育に意識が行きがちですが、この社会教育という

ところは、町を活性化する、遠州の小京都を中心として発展させるには絶対に必要だと思っております。ご答弁いただいたように杭迫伯樹さんの展示会であるとか、藤本コレクションであるとか、先ほどの講演会なども盛んになっておりまして、社会活動も増えてきていると思っております。先ほど職員の方を一名増員されたというところは、非常に力を入れていただいているなどと思っております。

そして、いよいよ今年、茶業史の編さんということで、今年の完成を予定しているということですが、この茶業師を編さんしている過程で、いろいろわかってきたことがあるよというようなお話を伺いました。なのでそういう内容がどういうことかという、その茶業史を編さんする過程でさまざまわかってきた内容が、どういうことかを知りたいというのが一点。

もう一つ、台湾の茶業改良場120周年に合わせて森町からお祝い動画を送っていると思うんですけども、それについてのどのような過程でそういうお話になったのか、どういう繋がりがあるのか、詳しく教えていただけたらと思います。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 川岸議員の再質問でございますが、まず私から茶業史を編さんする調査をする過程で、どのようなことがわかってきたかというご質問に対して、お答えになるかわかりませんが、私の方で答弁をさせていただきます。

このことについては中間報告ということで、昨年の文化講演会でも執筆者から報告がなされておりますが、私も断片的なことしかまだ伺っておりませんので、結果としてどういうものが茶業史にまとめられるのか、それはもう少し楽しみに待っていただきたいと思っております。茶業史では項目を立ててそれぞれ担当者が調査をし、研究をし、執筆をしておりますが、それ以外にコラムのような形で、そこにとらわれない事柄なども記述をしていきたいということも聞いておりますが、実際にどういうものになるかについ

ては、詳しいことは私もまだ聞いていないところがございます。

新たに発見されてきた事柄ということについては、まだ今の段階で確かな検証がされて裏付けがあるものばかりでは、私が聞いている範囲ばかりではないので、こういうことというのをこの場で申し上げるのはどうかと思いますけれども、一つには、これがどこまで史実として、一次資料で裏付けされるかということとはわかりませんが、私も度々申し上げていますが、森町の茶業について、森の茶について文献として確認されるのは、1534年の三条西実隆に対して天方道芬がお茶を送ったという記録が実隆氏の方の記録に残っているということが、文献として最古ではないかとこれまで伺っておりましたが、実際には森町での茶の栽培については、もっと時代がさかのぼるのではないかと、これは推測かもしれませんが、ある意味歴史というものはロマンというところもありますので、なかなか史実として裏づけできないところもありますけれども、そういった可能性もあるのではないかと、感想に近いものかもしれませんが、そういうことを伺っているということで、今ここで申し上げるだけの材料は持ち合わせておりませんので、茶業史の刊行を楽しみに待っていただければと思います。

議長
社会教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

川岸議員の、メッセージ動画を作成するに至った経緯について申し上げます。

まず、5月26日・27日に台湾行政院農業委員会茶業改良場の設立120周年記念式典が行われたことに伴いまして、そこでは関係各国からの記念メッセージ動画を式典で流すということで、今回、その初代場長の藤江勝太郎氏の故郷森町ということもありまして、森町へ依頼があったわけですが、この件につきましては、現在、茶業史編集委員の樺島彩波さんを通じまして、その方は台湾と交流がある方ですので、その方から森町の茶業史編集室へお話

がありまして、そういう依頼を受けましたので、こちらも何とかそういうメッセージをお届けしたいということで、今回は森町茶業振興協議会のご協力もいただきまして、1分程度の動画を作成させていただきました。経緯としては以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 今、伺いました台湾の茶業改良場120周年ということですがけれども、藤江勝太郎さんが初代場長だったということも私も初めて知りまして、すごいご縁だなと。また、そこから依頼があるということは、台湾で藤江勝太郎さんが初代の場長ということで非常に大切にされていて、故郷に依頼があったということで、偶然かもしれませんが偶然じゃないんだとは思いますが、やっぱり茶業史を編さんしていたというところでそういう依頼を引き寄せたと思っていて、森町にとっても藤江勝太郎さんの偉業を知るきっかけにもなるんじゃないかなと思いました。

それで先ほどから言っております森町のリノベーション推進計画についてですが、全体図のイメージ図がありますので、もう一度おさらいをしてみようと思います。

全部で六つありまして、まず一つ目が、歴史的文化的建築物の利活用ということで、旧藤江勝太郎邸の利活用もその中に含まれております。二つ目が、旧児童館・旧静岡銀行の跡地の整備ということで、先ほどご答弁いただいたように、伝統文化を伝える施設をそこに置くという計画です。三番目に、天浜線の遠州森駅前を観光案内所、また駐車場をリニューアルして綺麗にして周遊する拠点、案内を充実するというところなんです。四番目が、周智高校跡地。こちらは健康増進のための公園、また防災面でも活用しながら、また先ほどおっしゃったように、歴史民俗資料館の移設も考えておられるということです。五番目が、旧さざんか荘跡。太田川の傍の展望スポットを整備する。六つ目が、庵山公園で、町の風貌と、お茶の碑とか鈴木藤三郎さんの観音様とかがあって、また遺芳塔もある。私にはちょっと特別なところかなと感じてる

ところですが、私のようなよそ者から見れば、非常に面白い場所だなど思っております。

まず、一つ目の歴史的文化的建築物利活用プロデュースの点です。旧藤江勝太郎邸のリノベーションに関しては、今年度の当初予算において、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料として、20,350千円として上がっております。常任委員会でもしっかりと審議をして、そして議会で可決しております。私は、賛成の立場で討論もさせていただきました。ただし、そこにはさまざまな意見がありまして、私はその討論の最後に、「今後も、藤江勝太郎邸のリノベーション利活用につきましましては、注視していきます。」ということを確認させていただきました。その3月の議会の当初予算の質疑の場で、藤江勝太郎邸のことに関わるそのリノベーションの委託料に関わる場所の質疑をさせていただいたんですけれども、その答弁で産業課長がおっしゃったんですが、プロジェクト会議を立ち上げていると。そこに課長クラスの方が集まって、会議も持っているし、全庁的に取り組んでおられるということをご答弁いただきました。私はそこには建物を利活用するには、その建物の価値であるとか調査というものが、専門的な視点で必要かなと思っております。特に城下の町は、城下の町並みということで文化財にもなっておりますので、このリノベーション計画というのは、産業課さんが主導で進められている事業だとは思っておりますが、社会教育課として、そこでどのように意見を述べて反映させていかれたというのを、どのような意見を述べられてどのように反映させていったかということを確認のために伺います。

議長
社会教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 三澤社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

プロジェクト会議につきましましては、各課の課長が参加しておりましたが、私のことと言いますと、当時課長ではなかったので参

加していませんでしたので、具体的にどのようなやりとりが交わされたかというところは、申し訳ございませんが、今、承知しておりません。

ただ、この会議は各課の課長が入って、その立場でいろいろ意見を申し上げていたと思うんですが、この旧藤江勝太郎家のことに関しましては、まず、令和3年に所有されている方が取り壊す予定であるとの情報を受け、町が購入する方向で手続きを進めております。最終的には所有者のご厚意により寄贈という形で町が取得したわけでございますが、当然その際には取得後の利活用の方向性について、関係各課で協議を行っております。平成31年の文化財保護法の改正により、国が保存重視から、活用しながら保存に舵を切ったこともありまして、この旧勝太郎家は、保存しつつ活用する方向で検討がされております。

しかしながら、森町文化財保護条例における文化財の定義には、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」と記載されておりました。未指定であっても町にとって価値が高いと位置づけられるべき建造物であるにもかかわらず、今回、文化財保護審議会の意見を伺うことなく、計画、それから旧勝太郎家の活用についてを進めてしまったことについては、文化財担当課である社会教育課の認識不足であるものと、大変反省しているところでございます。社会教育課の見解としては、そういった状況でございました。以上です。

議 長
5 番 議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) ありがとうございます。

やはりそこは課を超えた横の連携というのが、非常に大切だと思っております。全く違う担当ではありながらも、一つの目標に向かっていくときに横の連携をとることで、また新たなものを生み出すという副産物が出てくるかと思っておりますので、しっかりとその連携はしていただきたいと思いますし、これからもリ

ノベーション推進計画は進んでいきますので、今後、どの課が関わるかわかりませんが、そういう関わる課の方同士のきちんとした連携をしていただきたいと思いますというのが希望です。

そして城下の町並みということもありますので、社会教育課が地元の方や、また町民に対して説明とか、このようにしていくとか、このように歴史的建造物は残されていくとかと説明していくという機会をつくるというような予定はないでしょうか。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 川岸議員のご質問に、私からお答えをさせていただきます。

川岸議員がおっしゃるように、この遠州の小京都リノベーション推進計画については、どこの課がやるということではなくて、全庁を挙げて取り組んでいくべきものと、町長として指示をしております。ですので、これまでも各課の課長が参加するリノベーション推進会議、そしてその下部組織として担当係長レベルで協議をするプロジェクトチームも立ち上げております。それぞれに担当、それぞれに構成員によって協議をしているところで、まさにこの遠州の小京都リノベーション推進計画については、事務局は産業課が担当しておりますが、産業課が行う事業ではなくて、全課が自分のところにどういう関わり合いがあるのか。あるいは自分のところに関わり合いがなくても、このようにした方がいいのではないかという、それぞれが自分ごととして参画をしてもらいたい、そうすべきものとして会議を進めているところです。そのような進め方を指示をしているということです。

それから、とは言うものの具体的に事業を進めるには担当課が必要ですので、活用方法、リノベーションの計画が決まれば、それぞれの担当する課で、例えば今回の勝太郎家については、商業的な利活用というところを目的としておりますので、産業課が担当します。これからになりますけれども、例えば旧周智高校跡地で公園整備ということになれば、建設課も関わってくることにな

るということで、具体的に計画が進んで、地域の皆さんに、あるいは町民の皆さんにお示しできるようなプランができてきたときには、それぞれ担当する課で担当する部門について説明をする機会を設けていきたいと、そのように考えております。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) そのように説明する場を設けていただけるということで承りました。

3月議会の当初予算の質疑で私が質問したときに、今後の遠州の小京都リノベーション推進計画について、町民の声を聞いたり等のそういう余地は無いんですかという質問をしたんですが、そこでの産業課長のご答弁は、町長と語る会での意見を採用している。また、議員からのこういう一般質問であるとか、提案であるとか、また各課の職員からのヒアリングもしているということで、町民の意見が入っているというようなご答弁でありました。今後、この遠州の小京都リノベーション推進計画が10年にわたり進んでいくんですが、私はとても賛成ですが、やっぱりいろんな方の意見を聞いていく必要もあって、そのような機会を作っていくべきではないかなと思っているところでしたので、そういうことも考えていただけるということで承りました。

最初の教育長のご答弁の中でありました、平成29年に遠州の小京都まちづくり基本計画が出されておりますけれども、その遠州の小京都まちづくり推進会議というものが計画して存在するんだと思っているんですけれども、その構成員としては、町の副町長、その他課長、議会の議長、観光協会、観光ボランティア、商工会、寺社仏閣の関係の方、茶商組合、菓子組合、森山焼、文化協会、教育委員会、そして学識経験者という方々で成り立っております。この方々の意見を聞くだけでも、いろんな立場の方がおられて意見が聞けると思うんですが、こちらで話をさせていただくというのはいかがでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 長野産業課長。

産業課長

(長 野 了 君) 産業課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

今、ご発言のあった会議で、今後はそういった会議を活用していく必要があるのではないかとといったご趣旨の発言だと思えます。

今、ご発言のあった会議については、それこそ基本構想、基本計画を作る段階で、いろいろ検討していただいた会議でございます。今後、それこそこの遠州の小京都リノベーション計画に基づく整備内容等、あとは進捗状況等、情報提供等といったことを図る場はやはり必要だと考えておりますので、そのメンバー等々ももう一回再整理して、遠州の小京都まちづくり推進会議という形でそういう場を設けて、今後、それぞれの理解の醸成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 承知いたしました。

私は、先ほど冒頭になぜこの質問を取り上げたかというところで、偉そうに哲学が足りないんじゃないかとかそういうことを言ったんですけども、私は森町に移住してきた、いわばよそ者であります。よそ者であるからこそ、森町を学びたいという気持ちがとても強く、その中で文化再興の会という会で勉強させていただいているんですけども、その会ではかつての森町の様子であるとか、森町に関わる人物であるとか、そういうことを教わっていて、その中で数年前に藤江勝太郎さんという方の名前も初めて聞いたわけです。そのように何年も学んできても、まだまだ知らないことっていっぱいあるんですけども、非常に興味深いこともどんどん出てくるというのが森町だなと思っていて、この歴史を知ることは非常に大切だと思っているし、これからも学んでいこうと思っています。

そういう点で私が心配しているのは、この企画プロデュースを委託している業者さんが、ちゃんと森町を理解して取りかかって

おられるのかなというところを危惧しております。東京の業者さんということで、譲り受けた藤江勝太郎邸を継続して利活用していくためにも、当然収益も上がらなきゃいけないし、人も集まる場所にならなきゃいけないということもわかっているつもりではありますが、森町の藤江勝太郎さんがどういう方かとか、森町がどういう町かということをや何かレクチャー的なことをしてでも業者さんに伝わっているのかというところを、その点を伺います。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。

藤江勝太郎家のプロデュースの委託先ということで、森町のことをどこまで理解されているのかといった質問かと思えます。

それに関しては、プレゼン方式で業者を決めたわけですが、当然その会社としては、森町がどういうところなのか、どういう歴史を持っているのか、歴史をどれだけ知っているかというところまでは把握しておりませんが、当然そういった背景なり、これまでの例えば遠州の小京都のまちづくりに関する知識、あとは町の方向性については、こちらからも話をしております。藤江勝太郎家の建物に関しても、3月の答弁でも申し上げましたけども、藤江勝太郎家の設計における留意事項ということで、寄贈を受けた経緯や背景、あとはその建物の形態、街並みを構成する形態であって、城下地域がそういった地域であるといったこと、特徴的な建物の特徴といったものを十分に留意して取り組んでくださいといったことも、文章にして渡しております。

そういった中でご心配の点もありますけれども、もう一方でやはり今、川岸議員がよそ者といったご発言があったように、ある意味私もよそ者でございます。そういった中で、よその人から見た良さというものを発見する。そういう視点でも、それは歴史的や文化的な背景を踏まえた商業的利用という意味では、専門家というか、それはその筋の専門家ではあります。私が思っているのは、川岸議員がおっしゃるように、森町の歴史文化というのは大

きな力でありますし、場の力でもあるし、伝統の力でもあると、私自身も思っております。そのときに自分が大切だと思っているのは、森町の人が森町に誇りを持つ。その際に、ある意味自分たちの町を知ることでも大事なんです、森町の例えばわかりやすい形で、歴史とか森町が持っている、例えばすごくわかりやすい例で言うと、特産物等でもやはりよその人から森町のものって美味しいね、よその人が森町ってすごいねと言ってもらうことによって、やはり自分たちの価値を再認識するし、そこに敬意、尊敬するというか、誇りを持てると思うんです。自分たちだけがいいと思っても、やはり他から来た人がこういうの持っているんだね、森町ってすごいねって言ってもらうことが、やはり自分たちの自信にも繋がるし、そこは僕はすごく大切な視点だと思っていて、そういう視点で他の人も楽しめる、来てもらう。ある意味関心がない人でも、お茶をちょっと楽しもうと思った人でも、例えば藤江勝太郎家に来て、こんな人がここにいたんだねと言ってもらうことで、そこで交流する。そのことが、更に自分たちが「じゃあもっと僕は知らなきゃいけないな」と思う。要は日本人が例えば留学したときに、外国の方に日本のことを説明できないと。日本の歴史を説明できないということと同様に、やはりもう一回僕は日本のことを勉強しなきゃいけないんだということと同様に、それをきっかけにあることが、僕はもっと森町の人が森町のことを好きになるきっかけであって、ある意味僕はそこが足りないというように認識しておりますので、そういった場としても活用していきたいという思いから、そういった違う視点の方にそこを取り組んでもらう価値というのは、私自身はあると判断して、それは当然最終的に僕が決めることではないので、町長と推進会議と相談したうえで、そういった進め方をするというのを現在進めているところであると認識いただきたいと思います。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 非常に熱い熱量で産業課長にご答弁いただいたことが嬉しく思います。そういう産業課長との思いも一緒だなと私も思います。

それから町民への広報として、先ほど7月29日の文化講演会もおっしゃいましたし、また6月議会の補正予算でも、10月末に文化講演会で藤江勝太郎についての樺島彩波さんによる講演会。また、勝太郎さんのPR動画。また、パンフレットの予算。藤三郎さんもPR動画に入っているっておっしゃっていましたが、計上されて今審議中ですが、ふと思うのは、この遠州の小京都リノベーション推進計画を進めていくうえで、執行している職員の方がはたしてこの長野課長のような認識と熱さでやっているのかというところにちょっと疑問を持ったわけです。町外からの職員さんも、若い方も増えている中で、共通の意識を持つ必要があるだろうなと思います。社会教育課が主体となりまして、職員さんに対して、森町についての歴史的な学びや遠州の小京都と言われる所以をしっかりと学ぶ場を作っていくというのは、執行部の方々から熱量を出していくという意味でも、しっかり知っていただく意味でも、そういう場を作っていただくのはいかがでしょうか。

議長
社会教育
課長

(吉筋恵治 君) 三澤社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

川岸議員の職員に対する学びの場ということでご提案いただきましたが、過去には新人職員に歴史の勉強会などを行っていたこともあると伺っております。

また、これは社会教育課だけで判断するものではございませんが、総務課などと職員の研修という意味で協議して、できるのであれば、文化振興係の職員など講師になれる方もいると思いますので、その辺調整していければと思います。以上です。

議長
5 番議員

(吉筋恵治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) お願いしたいというか、進めていただけたらと思っております。

先ほどの産業課長のお話と重なるかもしれませんが、私は、森に生まれた子どもたちに種を植えたいと思っています。例えば成長して県外へ出たとか町外へ出たというときも、他を知って、やっぱり自分の故郷はすごく良いところだった。そして、今も実際も更に発展している、いい町になってるという自分のアイデンティティなり誇りになるような町を目指して、遠州の小京都リノベーション計画で10年後、素晴らしい町になるように私は賛成しておりますので、みんなで意識を高めて良い町を作っていけたらと思っています。以上で質問を終わります。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午後 1時53分 ~ 午後 2時05分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、清水健一君。

登壇願います。

2番議員 (清水健一君) 2番、清水健一でございます。お願いします。

まず、台風2号の被災に関しまして、早々の町の現地に対する対応は当然のことですけれども、町民より感謝の意を私聞いておりますので、ここにお伝えだけしておきます。

私からは、一問一答方式において、質問をさせていただきます。

質問事項として、町の管理している橋の点検実施についてお伺いをいたします。

インフラ老朽化問題の中で、今回は橋について、町がどのように向き合っているのかをお聞きいたします。

2014年に橋の点検が国から義務付けられて、10年ほど経ちました。点検は5年に1回というように聞いております。2巡目に入っておりますが、2巡目に向けての見直しの必要があると考えるので、町の管理下にある橋の点検実施実態を質問いたします。

一つ目 橋の点検項目は、どのようなものがあるのか教えてください。

二つ目 点検の結果、修繕実施率がどれぐらいになっているのか。

三番目 橋の健全度4（緊急措置段階）の判定箇所はあったのかどうか。

四番目 橋の設計に関する見直しの状況をあればお聞きします。

五つ目 今後の点検、それから維持管理のやり方について、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

（吉筋恵治君）町長、太田康雄君。

（太田康雄君）清水議員の「町の管理している橋の点検実態について」のご質問にお答えいたします。

インフラ老朽化問題の発端となりました平成24年12月の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を受け、平成25年6月に道路法が改正され、橋梁につきましても法定点検が義務付けされました。このような背景の中、本町におきましても建設課が管理する町道橋につきまして、平成25年3月に「森町橋梁長寿命化修繕計画」を策定、令和2年3月に同計画を更新し、橋の適切な維持管理に努めております。

橋梁点検は5年に1回実施するというサイクルで、平成26年7月に定期点検に関する省令、告示が施行され、本町におきましても、国土交通省や静岡県の策定した「橋梁点検マニュアル」に基づき、実施しております。

橋梁点検の目的は、管理する橋梁の現状を把握し、安全性や耐荷力、耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見することにより、橋梁を良好な状態に保全し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、点検結果で得られた情報を蓄積することにより、効率的な維持管理を行うことでもあります。

点検結果は1判定から4判定までの4段階に区分され、判定区分に応じた処置を実施することとされております。1判定は「健

議 長
町 長

全」で、監視や対策を行う必要のない状態をいいます。2判定は「予防保全段階」で、状況に応じて監視や対策を行うことが望ましい状態をいいます。3判定は「早期措置段階」で、早期に監視や対策を行う必要がある状態をいいます。4判定は「緊急措置段階」で、緊急に対策を行う必要がある状態をいいます。

それでは、一点目の橋の点検項目について申し上げます。

橋には多種多様な種類がございますが、大別するとコンクリート橋と鋼鉄を使用している鋼橋に分類されます。コンクリート橋の点検項目は、ひび割れ、剥離、うき、鉄筋露出等であり、鋼橋につきましても、腐食、亀裂、破断、ボルトの緩み、脱落等があります。また、橋の路面状況についても、段差や穴、ひび割れの確認、さらには橋の防護柵についても、変形、欠損、劣化状況を確認いたします。現場での点検は、これらの項目をテストハンマーによる打音と共に近接目視で確認いたします。

二点目の点検結果と修繕実施率につきましては、1巡目の点検は平成26年度から始まり、平成30年度までの5年間で行いました。点検結果といたしましては、281橋を点検した結果、1判定が122橋、2判定が140橋、3判定が19橋、4判定はございませんでした。2巡目の点検は、令和元年度から現在、実施中ですが、令和4年度末時点での点検結果を申しますと、1判定が58橋、2判定が166橋、3判定が4橋となっております。修繕実施率につきましては、3判定橋梁の場合、早期措置ということで、おおよそ5年以内の修繕を目指しておりますので、1巡目の点検で3判定となりました19橋については、令和3年度末時点で100パーセントの修繕実施率となっております。また、2巡目の点検で3判定となりました4橋のうち2橋は令和3年度末時点で修繕完了し、残りの2橋のうち1橋は、県事業により架替工事を実施中であり、修繕実施率といたしましては、75パーセントとなっております。

三点目の橋の健全度4判定箇所はあるかにつきましては、1巡

目点検及び2巡目点検の現在まで、4判定はございません。

四点目の橋の設計に関する見直しの状況につきましては、橋をかける時には、国土交通省から示された「道路橋示方書」の技術基準に従いまして、設計施工することとなっております。本基準書は、道路橋定期点検の法定化など道路橋の長寿命化に対する社会的ニーズの増加や熊本地震等大型地震による被災並びに復旧の経験を踏まえ、点検や修繕を確実に行うことができ、かつ、できるだけ維持修繕が容易な構造であることなどを踏まえて改訂されております。

橋梁の維持管理計画である橋梁長寿命化修繕計画におきましては、橋梁の耐荷性能を重要視して計画を策定しております。耐荷性能とは、橋としての荷重を支持する能力の観点及び橋の構造安全性に関わる観点からそれぞれ所要の信頼性を満足する性能のことです。長寿命化修繕工事は、あくまでも維持修繕工事であり、橋の持つ性能の改良ではございません。修繕工事を実施した橋が持つ初期段階の性能に戻す若しくは健全度の判定区分をアップさせることが耐荷性能の維持となり、長寿命化修繕計画の達成に寄与していくものと認識しております。

最後に、今後の点検・維持管理のやりかたについて申し上げます。

現在、建設課が管理している町道橋は285橋であり、令和6年度より3巡目の点検となりますが、これまで同様に的確で精度の高い点検を継続していくことはもちろんであります。損傷が軽微なうちにできるだけ多くの橋の修繕を実施し、道路利用者が安心かつ安全に橋を渡ることができるよう予防保全に力を入れるとともに、点検結果をより効率的な修繕計画に反映させ、予算の平準化、コスト縮減にも努めてまいります。

以上、申し上げます。答弁といたします。

(吉 筋 恵 治 君) 2 番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) ありがとうございます。

議 長
2 番議員

総合的に言って、しっかりとやられているということがわかりました。

今回、この質問をさせていただいたのが、やっぱり町が国から示されているいろんな基準に対してしっかりとやっているということを、しっかりと町民の皆さまにも知っていただきたい。なかなか知っていただく機会というのが少ないもんですから、こういうところで私達もこれを質問することによっていろんな勉強もさせてもらいますし、それから現地に行って調べることもできますということがあるんです。ですから今回も、そういう観点でこの質問をさせていただいたので、特に橋の健全度4というのがまずないんだということが、やっぱりありがたいなと我々は思っております。ただ、これで終わってしまうとあまりにも早すぎますので、自分も少し聞きたいこともありますし、町としてどのような管理をしているかということ、少し個々に聞いていきたいと思っておりますのでお願いします。

点検方法の中で、当然テストハンマーを使ったり、近接で目視ということは今答弁をいただきました。実際に近接目視というのが100パーセントできるものなんだろうかというのがちょっと自分の中では疑問があって、やっただいていてということに違いがないので、大変苦勞をされてやっているのだろうとは思いますが、例えば5年に1回回るということで、例えば最初は遠視と言うのか、望遠鏡か何かで覗きながら、その5年の間にしっかりと1回は叩きに行くとか見に行くよというような点検の方法というのは、例えばその点検の方法が国の基準に合っていないのであれば、それはもう僕が言っている質問が間違いかもしれませんが、その辺をお聞きしたいと思います。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

清水議員の再質問にお答えいたします。

実際に全ての橋梁で近接目視をされているかといった内容かと

思います。

実際に人間が行けないようなところというのも当然ございますが、その中でも極力近接目視しなさいという基準になっておりますので、例えば地上からすごい高さがある橋とかは、橋梁点検車というものを使って橋の下に潜り込んで近接目視するだとか、ロープアクセスといった方法で橋の高欄にロープを結び付けまして、そこから人間が下りていくといった点検方法が今までは主流でした。でしたというのは、最近ではドローンによりカメラ撮影等によりまして、それを近接目視の代わりにしてもいいよということで、その分危険もなくなるというようなことで、そういった方法も最近ではよく取られているといった状況によりまして、点検をしているという状況です。以上です。

議長
2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) ドローンという手がありましたね。そうすると近接目視ができるところもドローンではなくて、あくまでも近接目視はこれはできないぞと、例えば点検車を使ったりとか高欄からぶら下がってというようなところに限っては、ドローンも使用しているという判断でよろしいでしょうか。

議長
建設課長

(吉筋恵治君) 岡本建設課長。

(岡本教夫君) おっしゃるとおりの理解で結構です。以上です。

議長
2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) それではこの点検者は、例えば町がどこかそういう点検をするところに委託しているのか。もしくは職員の中でそういう免許、資格を持った方がしっかりと点検をされているのかをお聞かせください。

議長
建設課長

(吉筋恵治君) 岡本建設課長。

(岡本教夫君) 建設課長です。

点検者は資格を持った方が点検しているかということかと思いますが、実際には橋長が長い橋とか高い橋というのは、当然コン

サルさんに委託しておりますけれども、その中で点検者の技術者として、技術士であったり、コンクリート診断士、あるいは公共の鉄骨関係の診断士、あるいはシビルコンサルティングマネージャー、RCCMと言っておりますが、そういった資格を持った方が点検をしなければならない。また、点検結果表にはその方の氏名を載せなければならないので、当然その資格者の名前を載せるという格好になっています。

また、職員が資格を持っているかと言いますと、資格までは持っておりませんが、私どもも国交省なり県が主催する研修会に参加させていただきまして、受講証というものをもらってきております。受講証がなければ、その点検表に名前を載せることができないという形になっております。以上です。

議長
2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) それでは一番の点検項目というところは、いいです。

その次の点検結果ということで、点検結果も第1巡目については、健全度3のところの19橋は100パーセント終わっていて、もう既にこの第2巡目についても、75パーセント終わっているということで、大変我々町民として、使用する側として安心が担保できているなと思います。

ここで一つ。今、課長の答弁にもありましたけど、いろんなものを点検した後、記録に名前を残さなければいけないとありましたけども、もう一度同じようなことになってしまいますけども、記録というのはしっかりと残されていて、例えば我々がそれを見せて欲しいよとすれば、何か開示をしていただけるものなのかお聞きします。

議長
建設課長

(吉筋恵治君) 岡本建設課長。

(岡本教夫君) 点検結果につきましては、毎年度県に全て報告しておりまして、それがそのまま国に上がっていくという仕組みになっております。インフラメンテナンス国民会議という

ものがございまして、その場で個別の自治体の点検状況をお知らせするものではないですが、静岡県ではこれだけの橋梁が3判定でしたとかというようなデータは、ホームページから開示されておりますので閲覧が可能です。また、森町の状況をもしお知りになりたいということでありましたら、私どもでも修繕台帳というものを作っておりますので、またもしよろしければ閲覧に来ていただければと思います。以上です。

議長
2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) ありがとうございます。

そのように誰でも開示がされているということも、安心の一つに繋がると私は感じております。

あと、当然一番最初の点検をしたときの記録は残しますけども、そのあと修繕をいたします。ちょっと蛇足な言い方、失礼な言い方かもしれませんが、その修繕をした後の記録も同じように残っていて、それも開示をしているのかということもお願いします。

議長
建設課長

(吉筋恵治君) 岡本建設課長。

(岡本教夫君) 1巡目の点検結果及びそれに対する修繕結果も同じように台帳に載せてございますので、当然閲覧は可能ということで認識していただいて結構です。以上です。

議長
2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) それでは、さっきの修繕率の中で3番目のところまではしっかりと修繕できているよということでした。1番目というのは健全ということですね。あと2番目というのは予防保全段階ということで、経過観察みたいなものが必要ではないかなと思います。その辺りで例えば対策区分の判定というものを町で持っていただけるのか。例えばどこまでいったら2で、どこまでいったら3でということで、要するに判定を区分するための判定区分、対策を区分するための判定区分というのは、そのようなものはおありでしょうか。

議長

(吉筋恵治君) 岡本建設課長。

建設課長

(岡本 教夫 君) 建設課長です。

判定区分はあるのかということでございます。

まず判定の仕方でございますが、コンクリート部材につきましては、抜け落ちとか鉄筋露出、剥離、ひび割れの幅や長さ等で判断します。鉄骨部材につきましては、先ほど申したとおり、破断、亀裂、変形、欠損等で判断します。基本的な判定の出し方というのが、健全度を100とした場合に、損傷評価点という損傷具合によって点数化したものがございまして、100からその損傷評価点をマイナスしたものが健全度ということになります。この健全度が40未満となったケースにつきましては、3判定という判定区分になります。それ以上であれば、当然2判定というような区分で区分分けをしております。4判定と3判定の違い等もありますけれども、先ほども無いと言ったんですが、4判定につきましては、高欄や防護柵が欠損しており、歩行者や車両が路外へ転落する恐れがあるとか、コンクリートの塊が落下して第三者に危険を与える恐れがあるとか、路面の陥没があるとかといったのが4判定の基準となっております。以上です。

議長
2番議員

(吉筋 恵治 君) 2番、清水健一君。

(清水 健一 君) ありがとうございます。

実は国土交通省のホームページから引っ張ってきて、皆さんのところに見えないので申し訳ないですが、例えば健全判定度2のところでの対策区分というもので、予防保全の観点から速やかに補修等を行う必要がある。それから、維持工事の対応をする必要があるというのは継続です。C1のところで行くと、予防保全の観点から速やかに補修等を行う必要があるというような項目が、国土交通省のホームページにはございました。

今の説明では、ちょっとこれとは違う評価の仕方です点数制だとお聞きしましたけども、整合性というのは、それが今の森町で使っているそのやり方というのは、いやこれに代わってこれも使えるんだというような判断でよろしいのでしょうか。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

実際に今、私達が使っておりますこの橋梁点検マニュアルというのは、静岡県の交通基盤部、道路整備課で出しております基準でありまして、先ほどちょっと言い方があれだったかもしれないですが、予防保全段階2というのは、健全度の点数が40点以上80点未満といったような判定区分になっております。その予防保全で早期措置段階という記載につきましては、森町においては、橋の重要度で例えば落橋すると迂回路がない、集落に行けなくなってしまうとか、そういった橋の重要度を加味した中で、予防保全段階ですけど早く修繕した方がいいかどうかということも含めて、修繕計画に反映させているという計画になっております。以上です。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) わかりました。

まず、その点検でもしっかり我々は安心して使えるということで理解をいたしました。

その次に、橋の設計のことについて少し僕が4番目で聞いて、これはいろいろと国の基準に従って、新しく架けるときもその基準に従って橋を架けていかれるんだなと思いますけども、残念ながら森町も含めて全国に70万か所ぐらい橋があるそうです。そのうちいくつかが森町にもあるんですが、200いくつあると言いましたけど、その中でそういう基準が設定される前の基準で今も使っている橋というのは、それで多分健全度が1・2というのがあるんだと思いますけど、1は大丈夫にしても2というのがあるんだと思いますけども、例えば将来的に設計基準が今に合っていないという橋があるとすれば、改修等の計画というのは考えておられるのかどうか、お願いします。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

清水議員のおっしゃられております基準というのは、先ほども申し上げました道路橋示方書という基準書のことであろうと思っておりますが、この制定以前の橋があるとすれば、その基準に合わせる対策は計画しておるのかという話だと思えます。

答弁の中でもちょっと申し上げましたが、道路橋示方書は橋をかけるときの基準でございまして、点検修繕の基準とは少し異なっております。基準に合わせるということは、橋の耐震補強とか落橋防止等も含めてどうだということになるかと思えます。

現在の長寿命化修繕計画につきましては、先ほどのとおり耐荷性能を重視しておりますので、そこに耐震の観点というものは、ちょっと入っていないというのが実情です。来年度から3巡目に入っていくわけですが、予想ではあらかじめ2判定の橋が多くなってくるのかなという予測をしておりますので、予防保全に力を入れつつ、そこがある程度見えてきましたら、今、議員おっしゃるような耐震補強計画といったものも、今後、当然やっていかなきゃならんというのは認識しております。

ただし、耐震設計となりますと、既存の橋梁の諸元、例えば橋台の構造形式だったり、要は川の中に潜っていて見えない部分だとか、基礎杭はどんな口径でどんな長さなのかというのが分からないと、耐震設計上の支障となります。橋を架けた年度が古ければ古いほど、この辺の構造形式が不明となるというケースがあります。このような場合はどうするのかと言いますと、地質調査を行いまして、同時に予備調査というのをかけまして、その橋の下部工がどのような構造形式かというのを推定して、耐震計算をもう一度し直すといったやり方でやっていきます。ですので今後、何年先とはちょっと今の段階では言えませんが、耐震補強計画というのをまた改めて策定していかなければならないというのは、認識しているところでございます。以上です。

議 長
2 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2 番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) ありがとうございます。

その計画を持ってみえるように考えがあつてということですよ。それが大事だなとも思いますが、ただ、それがいつになるかわからない。でも、それは今回のこの5年に1回の1巡、2巡の点検の中で、急に3になったりすれば、当然補修をかけていくので、2をキープしていこうという形になろうかと思えます。その計画があるということだけでも、我々にとってみれば、昔の橋だからなというのではなくて、安全に使うと、要するに生活のインフラの一部だもんですからね。計画があるということを知ただけでも、我々としては安心に通れると思っております。ありがとうございます。

それでは5番目のところについて、今後の点検とか維持管理ということでお聞きをいたしましたけども、当然国からこれは義務付けで点検しなさいということによって来ているはずですから、例えばいろんな財政面の負担軽減のための補助だとか、支援金なんかがあるかと思えますけど、その辺については、しっかりと支援をいただいて実施に移っているんだなということによろしいでしょうか。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

清水議員おっしゃるとおりでございます。長寿命化修繕計画が策定してあれば、国の交付金を50パーセントいただいた中で、修繕と点検を実施しているという状況でございます。以上です。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) これ最後になるかと思えますけども、いろんな点検をやる中で、当然周りの近隣市も含めて同じようにやっているはずなんです。そのときに、例えば同じような修理が例えば磐田とか袋井とか掛川にもできたよというところで、例えば一括発注、要するに森町一つで一括ではなく、例えば森と袋井の何とか橋も同じようだったら同時に発注することによって、若干でも経費が抑えられるのではないかなというような、ちょっと素

議長
建設課長

人発想かもしれませんが、そのような他の市とかの連携というか、そういうのは考えておられるでしょうか。

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

大変申し訳ありません、先ほどの交付金の答弁で50パーセントと申しましたが、55パーセントでしたので、申し訳ありませんが訂正させていただきます。

それから他市を含めた広域的な発注はどうかというご質問でございますが、以前確か県が一括発注して点検をするというような話はちょっと聞いたことがございます。ただ、他の市と連携してというよりは、県と連携してというようなメニューは確かあったかと思うので、この研究材料にさせていただきたいと思います。以上です。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) ありがとうございます。

橋というものの自体が、例えば我々はやっぱりすぐ道路側からのいろんなことを見るけども、例えば河川側の管理をしている側から見たまた別の考えがあるのかなというか、これは多分相反するようなところがあって、橋の管理というのは大変難しいんだなというように、私もこの質問をつくる中でなるほどと思いました。

ただ、一番最初に申し上げましたが、この質問の中で、町がしっかりとこういう町のインフラというものを、国、県の基準に従ってしっかりとやられているということをここで再確認をさせていただいたということは、僕は意義のあることだと思っています。当然今後こういう形で我々が使うインフラについては、安心して使えるような形で維持管理をしていっていただきたい。

それから課長が言われましたいろんな点検の結果というのは、それで開示をしていただいているので、その中でちょっと待てよと、うちのところガタガタしているところあるじゃんというようなことがあれば、またそういうような指摘もあれば、すぐ現地へ

出向いていただいて確認をしていただくということもあるかと思
います。

私の感想としましては、しっかりとこういうところが維持管理
をされているということの確認をできましたので、これで質問を
終わりたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月27日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する討論・採
決を行います。

本日は、これで散会します。

(午後 2時41分 散会)